

---

# 日本平和学会 ニューズレター

## NEWSLETTER

### PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

---

第20巻第1号

2012年4月25日

---

#### もくじ

- 巻頭言 阿部浩己（第20期会長） 2
- 2011年度秋季研究集会概要 3
- 分科会報告 1 2
- 第2回全国キャラバンの報告 2 2
- 地区研究会報告 2 5
- 沖縄地区研究会発足の報告 2 6
- 企画委員会からのお知らせ 2 7
- 編集委員会からのお知らせ 2 7
- 渉外委員会からのお知らせ 2 8
- 広報委員会からのお知らせ 2 8
- エッセイ 平和研究あれこれ 清末愛砂 2 9
- 訃報 山田浩元副会長 3 0
- 日本平和学会第20期役員 3 1
- 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧 3 2

## 巻頭言 人々とつながり、グローバルな平和主義への貢献を

阿部浩己（第20期会長）

1973年に設立された本学会は、今期に「不惑の年」を迎えます。言祝ぐべき節目の時にほかなりません。もっとも、人間だれしもが孔子のような境位にいたれるわけではないように、40年を闊した団体が豁然たる不惑の域に自動的に到達できるわけでもありません。現に、私たちの眼前に広がりあるのは、本学会の支柱というべき平和の概念が一方にあっては鶴のように拡散し、他方において逃げ水のように遠ざかって行く光景ではないでしょうか。石田淳前会長が力説した「平和の再定義」の営みを、迷い惑いつつ、さらに重ねていかなければならないゆえんでもあります。

本学会が誕生した当時、私自身は、僻遠の地にあってひたすら惰眠をむさぼる「少年」の日々を送っていました。語るべきなものもないその凡庸な時の流れの中に、しかし、確然と刻印されていたのは、平等と非暴力という価値が受容された日常の風景です。むろん、御多分にもれず、社会のそこかしこに、美しからざる現実が幾重にもおりかさなって醜怪な貌をのぞかせてはいました。けれども、「人間は平等であり、物事は話し合いで決めるべきだ」という2つのタテマエを公然とまたぎ越すことは、子どもの世界では、とりわけて強い抵抗に遭ったように記憶しています。改めて振り返るなら、ひどく浮薄とはいえ、それこそが私にとっての平和の祖型であったのかもしれない。

初代会長に関寛治先生が就任されて以来、第20期の今日にいたるまで、本学会にっとう多くの研究者・運動家たちが描き出す平和の絵図は、揺れ動く時代の波濤の前に、なんどとなく変容を強いられてきました。21世紀になって世上を覆った「対テロ戦争」は安全保障言説の急速な広がりを支える政治的背景となりましたが、他面においてそれは平和学／研究に深刻な挑戦を投げかけるものでもありました。平和言説は、怯み、臆し、落暗してしまったかのような錯視にとらわれたほです。

しかし、平和学／研究に内蔵された脱暴力への奥深き視座は、軍事主義の拡張やグローバル化過程に抗う世界各地の民衆の間にあつてますます必要とされているように思えます。高度に複雑化し、選択的に行使される暴力の在りかを見定め、これに徹底して対峙する批判的知の重要性はいささかも減じられてはいないでしょう。構造的暴力はいまや先進工業国の出入国・在留管理政策に恬然と埋め込まれており、市場化と民主化を「現代の文明」と称揚してやまぬ文化的暴力とあいまって、社会的被傷性の強い人々をさらなる隘路に追い込む駆動力となっています。核の拡散や「超暴力」（武力行使）といった、平和学／研究が精細に取り組むべき「伝統的」課題にしても、その緊要性が低下したわけではありません。沖縄をめぐる問題には、こうした暴力の諸相が重層的に映し出されており、それだけに、今期にあつても本学会

が取り組むべき最大のテーマとしてあることはいうまでもないことです。

ヒロシマ・ナガサキを原体験に据えた本学会にとって、フクシマの事態が格別の重みをもって屹立していることは改めて確認するまでもありません。核の使用にあたり、「軍事」と「平和」の境界を画することの困難さが如実に浮かび上がってきます。原子力を支え、求める頑強な社会制度の脱暴力化に向けて、平和学／研究の誇るべき知の力を本格的に動員していくべき時が訪れています。

周囲を見やれば、人間の生存や生活を危殆にさらす既存の制度に満腔の異議を申し立てる人々の姿が湧出しています。原発はもとより、格差と貧困を増幅させてやまぬ経済のあり方や、腐敗した政治のあり様に抗する無数の人間たちが日本・世界のいたるところにあふれ出しています。変革を求めるそうした裂帛の呼びかけに呼応しうるなものかを本学会としても提供しえないかと、浅見を経巡らせずにはおられません。

ヒロシマ・ナガサキは、日本国憲法に平和主義を刻み込む歴史的要因でもありましたが、21世紀が深まり行くこのときに、平和主義のグローバルな発展に向けて、国連人権理事会では「平和への権利に関する宣言」の起草作業が進められています。人間の安全保障（平和的生存権）、軍縮、平和教育、抵抗権、環境権をはじめ、平和学／研究の扱う諸要素が多々織り込まれた法文書に仕上がりそうです。その作業には日本のNGOも積極的にコミットしています。軍事に力点がおかれがちな国際法制度の中に、新しき（あるいはリニューアルされた）平和への動きを感得できる様には勇気づけられる思いです。暴力に抗する人間たちとつながるとともに、こうしたグローバルな平和主義の深化に向けて本学会がいくばくかでも知の貢献を果たせればと念願し、できうる事どもを可能なかぎり手掛けていきたいと考えています。

40周年を迎える今期は、石田前会長の下に立案された記念事業の具現化とともに、平和の再定義に向けた全国キャラバンを継続し、学会運営のさらなる透明化・効率化を推し進めていこうと心しています。執行部・事務局・理事会・各委員会を担っていただく方々や本学会に参集される平和学／研究の当路者たちのお力を得て「不惑の行路」を踏み行くことに、大なる喜びを感じております。なにより、変革への知を醸成しうる本学会のダイナミックな活動を通し、私たち一人一人が力づけられ、人生の歩みをさらに楽しく、さらに豊かにしていくことができればという思いであります。それこそが、学会活動に参画する本源的な妙味でもありましょう。

どうか今期もまた、本学会に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

# 2011年度秋季研究集会概要

## テーマ

### 世界構造の揺らぎ—躍動するアクターとの交錯

部会 I (開催校企画): 「世界構造の揺らぎ—〈アラブの春〉を超えて」

報告: 清末愛砂 (室蘭工業大学) 「〈アラブの春〉の根底にあるもの—パレスチナにおける非暴力運動の歴史とその可能性」

船田クラークセンさやか (東京外国語大学) 「『アラブの春』とサハラ以南アフリカ〜比較と関係性の視点から〜」

笹岡伸矢 (広島修道大学) 「体制変動研究からの示唆—旧ソ連・東欧地域の変動を事例に」

討論: 王偉彬 (広島修道大学)

司会: 吉川元 (上智大学)

清末愛砂会員は、「〈アラブの春〉の根底にあるもの—パレスチナにおける非暴力運動の歴史とその可能性」と題して、パレスチナの非暴力抵抗運動の実態と限界を論じた。それは、次の3つの事例の分析から成り立っていた。第一に、1987年に始まる第一次インティファダ (民衆蜂起) で、これはパレスチナ人が一体となった非暴力民衆蜂起であったこと、第二に、2000年に始まる第二次インティファダに対するイスラエル軍の過酷な弾圧を契機に、国際連帯運動が始まり、その運動がグローバル・ネット化したこと、そして第三に、パレスチナ自治区 (C地区) でのヨルダン渓谷におけるイスラエルの占領政策と、それに抵抗するパレスチナ人の抵抗、の三つの事例の分析である。清末報告は、「アラブの春」と称される民衆運動に先立って展開されたパレスチナの抵抗運動に着目するものであるが、非占領地の状況は好転せず、この抵抗運動の限界が明らかにされた。もっとも、題目にあるような、「〈アラブの春〉の根底にあるもの」が一体、何を意味するのか、異質な二つの抵抗運動、すなわち、エスニック紛争の側面が強いパレスチナの民衆運動と、体制変革の連鎖である「アラブの春」の反体制運動との関係性については、曖昧なままであったとの印象を受けた。

船田クラークセンさやか会員は、『アラブの春』とサハラ以南アフリカ比較と関係性の視点から」と題して、サハラ以北 (チュニジア、エジプト、リビア) で発生した「アラブの春」とサハラ以南アフリカの民主化動向の関係を論じた。報告 (分析) の目的は、第一に、サハラ以北アフリカとサハラ以南アフリカの両地域と外部世界 (特に西側諸国) との関係の対比である。第二に、「アラブの春」にサハラ以南アフリカが与えた影響 (可能性) について分析である。サハラ以南アフリカへの民主化を問わない中国の資源外交が民主化の停滞、貧富格差の拡大が民衆の暴動を誘発する一因であると指摘され、サハラ以南の民衆暴動が「アラブの春」の「前史」であった

という。第三に、「アラブの春」に近い将来、サハラ以南アフリカへ及ぼす影響の可能性についての分析である。「アラブの春」の民主化、及びそれに伴う市民社会の形成は、サハラ以南アフリカの独裁国家へ影響を与える可能性があることを船田会員は示唆した。大変興味深い報告であったが、欲を言えば冒頭で「アラブの春」と外部世界 (西側諸国) との関係分析の射程に入れているのであるから、それではなぜソ連・東欧の民主化支援時期の1990年代に、欧米諸国は中東の民主化を支援しなかったのか、なぜ今になって「アラブの春」が起きたのか、それが欧米諸国との関係からも説明できるのだろうか、といった疑問を聞き手は抱いたであろうが、これらの疑問点については十分に説得的に議論されなかったのが心残りである。

笹岡伸矢会員は、「体制変動研究からの示唆—旧ソ連・東欧地域の変動を事例に」と題して、「アラブの春」と呼ばれる体制崩壊のドミノ現象を起こしたチュニジア、エジプト、リビア、そしてその波及を免れた他の中東諸国の間の相違をもたらす要因と背景を、ソ連・東欧の体制変動との比較の視点から論じた。ソ連・東欧の体制崩壊の第一の波、それに続く「カラー革命」と呼ばれる旧ソ連圏の第二の波との比較から相違を説明することを試みた。国境を越えた体制変動の要因として、自由化の雰囲気、大衆運動の展開とそれを制止しない軍・治安警察の役割が指摘された。また体制変動を経験した国と、それを免れた国との相違は、現政権の基盤の強弱、反体制派の団結度の強弱に説明要因を求めて論じた。もっとも、笹岡報告でいう「第二の波」である、旧ソ連圏の保守化した国、揺り戻しの国の説明要因として、権力の継承、すなわち「浄化」の不徹底、治安警察・軍部の「安全保障部門改革 (SSR)」の不徹底といった要因が欠落していた点に、一抹の疑問が残った。

(安部竜一郎)

## 部会Ⅱ：フクシマは今ーヒロシマで問う

(企画担当：「環境・平和」「グローバルヒパクシャ」分科会)

発話者：長谷川健一（福島県飯館村の酪農家、前田集落の区長）

七沢潔（NHK放送文化研究所、ETV特集「放射能汚染地図」ディレクター）

振津かつみ（兵庫医科大・非常勤、「チェルノブイリ・ヒパクシャ救援関西」事務局）

司会：竹峰誠一郎（三重大学）

「フクシマは今」どうなっているのか。飯館村から長谷川氏を招き、本部会は現地の当事者の声を出発点に展開した。

長谷川氏は写真を見せながら、「までの里づくり」を進めてきたところに、3月11日の地震、さらに原発の爆発が襲ったことを先ず紹介した。原発が爆発し、「村内で騒ぎになったが、同心円の線引の外に置かれ、偉い先生が来て、安心だよ、安全だよって言われた」。そして4月11日、計画的避難区域の設定、「はい、避難しろ、ふざけんなって」と、長谷川氏は憤る。

牛が連れて行かれ、殺される、牛乳を捨てる、男泣きする酪農家、酪農家の奥さんが、「ごめんね、ごめんねって」トラックを追いかけていく……光景が、写真で紹介され、会場は固唾をのむ。「ごめんさい。原発さえなければ」と命を絶った酪農家の話、「私はお墓に避難します」と亡くなったおばあさんの話が、長谷川氏から紹介された。

全村避難後も、「見守り隊」の一員として、長谷川氏は飯館村に通う。雑草が突き出す田んぼの写真を見せ、「こんなこと、みっともなく」と語る。仮設住宅の写真が映し出される。区長として、「仮設住宅に21戸まとめて、同じところでコミュニケーションがはかれるように、絆が切れないように」としている長谷川氏は語る。最後に集合写真が映し出される。地震の一月前に20年ぶりに集落で旅行に出かけた時の写真である。「8割かた参加した。こんな写真はもう撮れないだろうな、皆から喜ばれている」と、長谷川氏は静かに語った。

最後に「今20キロ圏内では餓死した牛を豚が食べています。この狭い日本の福島県、そこでそういう異常な事態が今起きているんです」と語りかけ、長谷川氏は報告を終えた。

長谷川報告に続いて、事故後一早く現場に入ったジャーナリストの一人であり、ETV特集「ネットワークでつくる放射能汚染地図」のディレクターを務めた七沢氏に、取材者として現場に入って見えてきたこと、伝えたことを語っていただいた。

「メディアから出てくるものは政府が発表したもので、特に映像に関しては30キロ圏外側から映しているだけで、空中撮影の映像を毎日見させられ、その下で、その土地で、そのグラウンドで何が起きているかはほとんど見えなかった。ある意味での思考停止のようなものに陥ってしまっていたなか、私は現場に行きたい」と決意したと、七沢氏は言う。

放射能のサンプリング調査を続けながら、「まだら状の汚染になっていて一様の汚染ではない、結局チェルノブイリの時と一緒だ」と気がついていったという。また避難し住民がいなくても、飼い主がいなくなった犬が近

づいてきたり、吠えたり、「さっきまで人がいたというある種の間、空気がまだ温かいというか、そういう感じがまだした」とも七沢氏は語る。

チェルノブイリに比べ放射能全体の量は、福島は少ない。しかしチェルノブイリでは降らなかった雪が福島には降り、放射能の吸着力が非常に強く、局部的にはチェルノブイリに匹敵する汚染箇所があり、「こんな汚染はチェルノブイリではなかったという汚染」も生じ、「非常に深刻な事態だ」と七沢氏は指摘する。

対峙しているのは半減期30年のセシウム137であるが、「正確な事故像をつかめないうちに、そのことに関心をなくしてしまう」と七沢氏は忘却に警鐘を鳴らした。「西日本に来ると、『福島ってあったんだっけ』って思っているような人が結構いることに非常に恐怖を感じる。あたかもなかったかのように話す、自分とは関係ないというスタンスをもっていることに、背筋がぞーっとして、怖くなる」と、七沢氏は語る。「福島をなかったことにしないため、福島の事故とはどういうことだったのか、何が起こったのかを、ずっと考え続け、どれだけの人が共有化できるか」が鍵だと七沢氏は説く。

最後に医師として現場に入っている振津氏に、今一番伝えたいことを問題提起いただいた。「私たちの世代では解決つかない、取り返しのつかないことを起こしてしまった私たち世代の責任」への自覚を振津氏は会場にうながした。

「今異常なことが起きているんだ」と認識し、「医者として人々の命を預かるという立場から対策を立てる」必要性を説き、具体的には、「広島・長崎の被爆者が勝ち取ってきた、法的に裏付けられた健康手帳を福島でも早急に作る」必要性を振津氏は説いた。

飯館村では振津氏が現場に入り、住民グループと健康生活手帳が作られている。国が責任をもつ健康手帳を作らせていくためであると共に、「3月11日から後、どこでいつ何をしていたのか、被曝の記録を記憶がまだあるうちにちゃんと残しておく」ねらいがあると言う。さらに「歴史に残る重大事故が起きているときに現場にいた人たちが自分たちの言葉で記録を残していくことが大切」とも振津氏は指摘する。

県健康管理調査が、長崎大の山下氏が委員長になり進められている。同調査は「広島・長崎のABCCと同じように、今後原子力を推進するためにデータをとると批判を受けても言い訳ができない内容になっている」、「広島、長崎でやられたことを福島では繰り返してはならない」と、振津氏は県健康管理調査に警鐘を鳴らした。

3名からの報告を受け、司会を交えシンポジウム形式でフクシマの今をより深めていった。グローバルヒパク

シャの観点から、比較する際に、チェルノブイリなどを一つの型にはめて、「わかったもの」ととらえるのではなく、「もっといろいろなことがこれからわかってくる」、「終わっていない」ものととらえていく必要性が浮き彫りにされた。併せて振津氏から、「グローバルヒバクシャと福島ヒバクシャを結んでいく、人的にも、知識も運動も、色々な面で結んで、被害の過小評価を跳ね返していかないといけない」との指摘がなされた。

また被害の内実について議論が深められた。「我々からすべてのものを奪い去った」、「全てのを汚す、そしてまた、家族関係、われわれの牛そういうものもすべてなくなる。もう最悪の結果になっていく」と、長谷川は語る。放射能に土地が汚染され、「住民と土との関係が断たれ、動物との別れがくる、家族との別れがある、そして次にコミュニティ自体が存続できるかどうかかわからないという、共同体の破壊になる。同時に体内でも遺伝子の情報はたぶん切断されていく。有機的かつながらりをどんどん断っていくというのが、放射能汚染の根本

的な恐ろしさである」と七沢氏は指摘する。

また海にも「ホットスポット」があることが、七沢氏から紹介され、海の汚染にも目を向けていく必要性が浮き彫りにされた。さらに除染がクローズアップされているが、「夢と現実をはき違えたのではだめ」、「除染の方向だけではだめだ、村を捨てる方向も一つのシミュレーションとして、今から考えておかなければだめ」と、村長に進言していることが長谷川氏から紹介された。「放射能とずっと闘い続けなくてはならない現状だ」とも振津氏から指摘された。

最後は会場も交え議論は展開された。厳しい現実が浮き彫りにされ、フクシマの今とこれからの、平和学はどう向き合っていくのか、鋭く問いかける中身のある部会となった。「これまで参加した部会のなかで一番良かった」との声も終了後にいただいたが、参加者が50名ほどだったことは悔やまれる。

(竹峰誠一郎)

### 部会Ⅲ「対テロ戦争の10年を振り返る—安全の専制、世界内戦、法の弛緩・変容、市民による修復」(企画担当:「憲法と平和」分科会)

司会: 額野厚 (山口大学)

報告: 岡本篤尚 (神戸学院大学)「境界なき戦争、戦争と平和の融合」

古賀敬太 (大阪国際大学)「対テロ戦争とカール・シュミット」

片野淳彦 (札幌大学)「9/11に非暴力で応答する—ピースフル・トゥモロウズの活動にも触れて」

討論: 桐山孝信 (大阪市立大学)

対テロ戦争が本格的に開始されて凡そ10年。地球社会はダイナミックな変容を迫られている。それは、平和や戦争、そして安全や国際法の位置や概念に関する根本的問い直しの意味においてだ。少なくとも第二次世界大戦以後において形成され、蓄積されてきた思想や制度が、新たな世界状況との間に齟齬を生じさせている。そうした世界状況を踏まえて、本部会の企画が編まれた。

冒頭に本企画を担当された君島東彦会員(立命館大学)が本部会の趣旨説明を行った。その後、岡本篤尚氏(神戸学院大学)から『「境界」なき戦争—戦争と平和の融合状態』、古賀敬太氏(大阪国際大学)から「対テロ戦争とカール・シュミット」、片野淳彦氏(札幌大学)から「9・11に非暴力で対応する—ピースフル・トゥモロウズの活動にも触れて」と題する報告を受け、これに対し討論者として桐山孝信会員(大阪市立大学)からコメントを頂戴した。司会は私(額野厚 山口大学)が務めた。以下、私なりの纏めと、ささやかな感想を述べておきたい。

最初に岡本氏の報告では、対テロ戦争開始後の世界的特徴的な展開として、軍事と治安の融合状態の出現があり、既存の戦争観に根本的なパラダイムの転換が起きていることを強調しつつ、対テロ戦争自体が、社会生活の全側面において戦われる「全体戦争」(Total War)だとする認識を提示する。そして、「全体戦争」としての対テロ戦争では空間的・時間的な「境界」の消滅を特徴とし、戦場と日常生活の場という空間的な「境界」及び戦

時と平時と言う時間的な「境界」の二側面における消滅状況が出現していると捉える。「境界」の消滅という把握は、さらに戦争と平和の「境界」の消滅、「敵」と「味方」との「境界」の消滅、さらには軍と民の「境界」の消滅という状況の出現を不可避とする視点を展開された。

岡本氏の報告全体を貫く問題意識は、要するに既存の秩序や制度、観念や価値など全てにわたり、所与の前提としてきた実態の根本的な転換を強要したもので、対テロ戦争後の世界とする時代認識である。そのことを鋭い問題意識と切り口で活写された。まだ対テロ戦争が継続する中で、この10年間の世界史を岡本氏の視点から振り返るには、どこまで客観性が担保されるかについて多様な議論が派生することは言うまでもない。また、以下のような議論も提示してみたい誘惑に駆られたことも確かである。

すなわち、岡本氏の提示する多領域における「境界の消滅」は、果たして対テロ戦争後の世界史の特徴として特化することが、何処まで可能かということである。例えば、日中15年戦争(1931.9.18-1945.8.15.)は宣戦布告なき戦争であり、帝国日本陸軍の「敵」は、少なくとも日本政府が政府として認知することを最後まで拒絶した中国人民であり、日本側の論理からすれば非正規軍たる「匪族」と呼ばれた非正規軍としての部隊であった。その戦争形態も岡本氏の言う「全体戦争」としての、日常の戦争化が強行された内実を持つ。私自身も含め、

歴史研究者が言う「総力戦」(Total War)であったのである。

その意味で言えば、岡本氏の言う「全体戦争」と、私の言う「総力戦」とに、どれ程の乖離があるか定かでない。「総力戦」がさらに強度化された戦争形態を「全体戦争」と言うべきかについては、別のベクトルから議論されるべきかも知れない。ただ、ここでは日中戦争も、実は日本の中国に対する「国家テロ」とする把握を提唱している私自身の問題意識からして、対テロ戦争以後における「国家テロ」と、戦前期日本の「国家テロ」との相似性を問うてみたかったのである。

私は、戦前期日本の「国家テロ」と、本部会で取り上げられた「国家テロ」との共通性があるとすれば、「敵意識の消滅」ではないかと考えている。すなわち、やや逆説的な物言いで理解を得られるか心配だが、相手を「敵」(ライバル)とさえ見なさないが故に(敵意識の不在)、そこに「敵」との交渉や駆け引きさえ拒否し、一方的な抑圧や弾圧、テロを強行することに奔走した歴然たる歴史事実がある。そこに具現されるのは、余りにも赤裸々に強欲な国家の姿である。その国家原理が対テロ戦争を仕掛けたアメリカによって全面展開され、その前身として帝国日本の対テロ戦争としての日中15年戦争、あるいはドイツによるユダヤ人虐殺があったのではないかと考えている。そのように取上げて述べた場合、次に課題としては、「境界の消滅」が何時、どのような内実を伴って表出したのか、という時代を遡及しながら再考してみることも必要ではないか。つまり、対テロ戦争の時代は、実は戦前期から開始されていたのではないか。そうしたルーツが潜在化しており、それがここに来て、新たな装いを凝らした対テロ戦争の強行による、新たな「境界の消滅」状況が重層的に出現しているのではないかと、ということだ。

続いて古賀氏の報告では、カール・シュミットの友・敵理論を踏まえて、シュミットの政治的概念が好戦的であるとするユルゲン・ハーバマスらの批判は誤りであること、シュミットの政治的なるものが概念は「限界概念」であって、絶えず戦争の勃発の可能性を想定し、これに対応する議論の枠組みのなかで、戦争を対象化しようとするものであり、決して自らが戦争の手段に訴えることを所与の前提している訳ではないとする。また、古賀氏は、ブッシュ政権が強行した対テロ戦争を批判する視点を提供することになる「正戦論」批判について触れ、人類や平和を持ち出すことによって、自ら引き起こした戦争を正当化する「正戦」論の誤りを指摘する。

すなわち、そこでは敵を「正統な敵」と見なすことなく、「犯罪者」として捉える。それゆえ「犯罪者」を捕捉し、場合によっては抹殺することは、極めて正当な警察的行動として評価してしまう。シュミットによれば、「制限された戦争」から、相手を徹底的に殲滅する殲滅戦となり、軍人と民間人、戦闘員と非戦闘員、戦争当事国と中立国、戦争と平和、内政と外交などの境界線が取り払われ、代わりに人間と非人間、正常な人間と犯罪者と峻別する新たな境界線が設定される、とする。古賀氏が指摘するシュミットの再読は、これだけに留まらない。所謂「例外状況」論もそうである。対テロ戦争後、世界は既存の秩序から逸脱した「例外状況」下に放

り込まれた。既存の法や制度、価値意識などが通用しない特殊な状況の出現のなかで、その「例外状況」を口実にアメリカの一国支配が貫徹される事態について、これを批判的視点から取り上げる。

古賀氏の指摘する、既存の秩序や観念を峻別してきた境界の解消という、対テロ戦争発動以後の世界という把握の仕方は、岡本氏の報告と軌を一にしている点で、岡本・古賀両氏の報告内容は、相互に補完的な内容性を強く印象づけるものであった。戦争と平和という峻別されるべき状況が、混在した状況の時代に入ったことの意味は、シュミットがかつて主張してきた原点的な問いかけの重要性を、あらためて浮き彫りにしたことにある。そのことを、古賀氏の報告を聞く中で痛感せざるを得なかった。

最後に片野淳彦氏の報告は、対テロ戦争以後、暴力が「正義」の名の下に公然化する時代にあつて、その暴力総体と対峙する非暴力論の提示する内実が、根底的に問われることになった、とする問題意識を表明しつつ、その具体的かつ実践的な取り組みとしての非暴力活動・運動の事例を紹介する。最初にトラウマ・ケアとしてのS T A Rプログラムでは、精神医療の領域に留まらず、紛争転換・犯罪当事者支援・開発援助・紛争後平和構築・歴史和解などの領域にまたがる教育リソースを提供したと言う。

また、9・11事件の遺族らによって設立されたピースフル・トゥモローズは、犠牲者の被害経験が対テロ戦争の正当化に用いられることを拒否することによって、「テロの犠牲者」とする既存の把握から脱するのにより、当事者性の取り戻しのなかで、対テロ戦争の犯罪性を指摘してきた。それによってテロと言う暴力に、対テロ戦争と言う暴力で対処することの誤りを指摘する。ここではテロによる犠牲者と対テロ戦争による犠牲者を同一次元で捉え、犯罪被害者としての共感と連帯の輪を広げることで、犯罪被害者の苦しみをも共有することにより、総体として戦争の存在を忌避しようとする。それは、既存の反戦運動とは、そうした意味で一線を画した運動と言える。

さらに、片野氏は昨今における非暴力運動に新たなダイナミズムが生じつつあると指摘し、取り分け従来では個別分散的に展開されてきた諸運動を架橋することを目標とした包括的平和形成のモデルが提案されている現状について概念図を用いて説明された。対テロ戦争後、戦争の日常化という状況のなかで、既存の反戦運動の方法論と実践過程に孕む課題を抉りだし、新たな方法論なり、平和構築論の提唱が切実に求められている今日にあつて、片野氏が取り上げた事例は、文字通り新しい平和理論・平和運動の地平を切り開くうえで、極めて重要な事例紹介と言える。

特にセクト主義や主導権をめぐる対立に終始し、それゆえに個別分散的化傾向が顕著であった従来の平和運動を総ざらいし、広義の意味における全ての戦争犠牲者が救済され、自らが戦争の加担者となることを拒絶可能な政治環境を構築していくための議論の活性化が求められるなかで、片野氏の報告は問題提起的な報告として強い印象を受けた。

三者による報告後、桐山会員より多様な側面からする

コメントがあった。岡本氏には、安全保障体制ネットワークの問題に絡み、例えばアメリカのFBIがアメリカ国内の、CIAが国外への監視体制を強固に敷いているが、それは敵の差別化とも言えるものではないか、また、安全保障複合体組織の利益が最優先される状況を、どのように読み取るべきか。また、古賀氏には、ハーバースとシュミットとの対論のなかで、前者にシンパシーを感じるケースが多いが、それでもシュミットの再評価が不可欠とするならば、いまひとつ具体的にシュミット評価をどう受け止めるべきか、などの質問が寄せられた。またフロアからも以下のような質問が寄せられた。紙幅の関係で質問内容を質問用紙に記入されたうちの一部分を書き出しておくだけに留める。当日の報告者とフロアとの、やり取りの内容や交わされた論点の様子が窺い知れるものと思う。

岡本氏へ質問：「岡本氏の指摘する『境界なき戦争』の角の強調は恐怖を煽るというネガティブな方向に寄与してしまうのではないか。」「テロ対策を『戦争』という手段を使わずに行うことは、どうしたらよいか。」古賀氏への質問：「アガンベン世界的な『例外状況』を現出させた『主権者』はアメリカというお話でしたが、そのとき他の国の主権をどう考えているのでしょうか。」「テロとの戦いに伴う人権抑圧の増大、監視社会化・警察国家化を止めるための具体的方策はあるのでし

ようか。」「いまのアメリカは、すでに『立憲独裁』という状況になっていると思いますが、これが『全体主義』（ファシズム）や『権威主義的体制』の確立に結びつかない保障は、どこにあるのでしょうか。」「テロ」という“犯罪”に対して“警察活動”であるべきなのに、“戦争”にしたてあげたところに問題があるのではないか。」片野氏への質問：「なぜブエスフル・トゥモロウズのような立場が、アメリカの代議制民主主義に反映されないのでしょうか。どうすると反映されていくと思われませんか。」「テロ対策はなかなか難しい問題であるが、『テロ』はあくまで犯罪であり、戦争をもって対応すべきではないという見地に私も立つ。」

当日は、三名の優れた報告を、一人20分という厳しい時間制限を課しながら、司会進行を務めさせて頂いた。司会者としては、殆どタイムキーパー役に徹していたためか、また、それ以上に私の理解不足もあって、報告者や討論者の意を十分に汲み取っていない、的外れの感想を書きつけてしまったかも知れない。さらには、恐らくもっと重要な論点が俎上に上がったかとも思う。至らない点については御海容願したい。当日、御報告頂いた三名の先生方と、討論者として登壇頂いた桐山会員に、あらためて重ねて御礼申し上げたい。

(額縁厚)

## 自由論題部会：『核エネルギーの『平和的』利用を問う——ヒロシマからフクシマ』

司会：児玉克也（三重大学）

報告：吉岡斉（九州大学）『フクシマ事故をなぜ防げなかったのか』

湯浅一郎（ピースデポ）『人類によるグローバルな放射能汚染を振りかえる』

奥田孝晴（文教大学）『国際学からの『核』批判——“プルトニウム・ロード”の彼方、地球市民社会の行方』

討論：中野洋一（九州国際大学）

2011年3月11日の東日本大震災、そしてそれに伴う福島第一原発事故は日本の社会のあり方を問い直すインパクトのあるものであった。特に原子力発電所での重大事故は、今後のエネルギー政策のあり方を根本から考え直す必要性を提示した。広島・長崎で核の被爆を受けながらも、原発に関しては「安全神話」が信じられ、『核エネルギーの『平和的』利用』は日本社会の前提になりつつあった。しかし、その「安全神話」が崩壊した今、エネルギーについての新たな発想と新たな展開が求められている。平和学は、新たな社会（オルターナティブ社会）への提言を行う学問ともいえる。福島での原発事故を受け、これまでの広島・長崎での被爆の研究の蓄積を踏まえて、今後のあり方を考える極めて有意義な部会を持つことができた。報告者、討論者もこの問題を考えるにふさわしい人であり、今後につながる討論となった。

まず吉岡斉会員（九州大学）が「フクシマ事故をなぜ防げなかったのか」と題して報告をした。吉岡会員は、極めて厳しい目で、今回の原発事故とその対応について分析を加えた。過酷事故対策が充実していれば、福島第一原発は過酷事故に至らなかった、とまで言うことはで

きないにしても、過酷事故に至る確率を低めることはできた。その不備については、吉岡会員は、以下の10項目が重要であるとあげる。

- (1) 発電手段として、原子力発電を選択したこと。
- (2) 1つのサイトに多数の原子炉を建設したこと。
- (3) 人口密度の高い地震・津波大国に原子力発電所を建設したこと。
- (4) 安全性の劣る原子炉を導入し、また施設劣化対策が不十分だったこと。
- (5) 地震動・津波の想定が甘かったこと。
- (6) 長時間にわたる全電源喪失を想定しなかったこと。
- (7) 格納容器破壊を想定しなかったこと。
- (8) 推進行政と規制行政の同居が安全規制の甘さをもたらしたこと。
- (9) 法律に定められた危機管理体制が絵空事だったこと。
- (10) 防災計画が絵空事であったこと。

そのうえで、「こうした危機管理対策における数々の機能障害の背景にあるのが、『原子力安全神話』に他ならない。全ての原子力関係者が『原子力安全神話』による自縄自縛状態に陥ったのである。それが今回の福島原

発事故により露呈したと考えられる。そしてそれが原子力災害時の指揮系統の機能障害と相まって、福島原発事故をここまで深刻にしてしまったと考えられる。」と結論づけた。

湯浅一郎会員（ピースデポ）は、「人類によるグローバルな放射能汚染を振りかえる—大気圏核爆発、チェルノブイリ・福島原発事故、そして平常時の核施設—」と題して報告した。湯浅会員は、改めて広島・長崎を含む大気圏核爆発、チェルノブイリ・福島原発事故、そして平時における再処理・原発から出る放射性物質の地球規模汚染をマクロに把握することを試みた。これまでの核被害の歴史を概観しながら、放射能汚染の深刻さを浮き彫りにした。放射能の放出源として、大気圏核爆発、原発事故、そして平常時における核関連施設（再処理工場など）を考え、考察を加えた。

湯浅会員は、大気圏核爆発以来、人類がいかに大量の放射能をまき散らしてきたかを認識し、「核エネルギー」と人類との関係を総体として考えた。放射線の晩発性の被害を考えると、グローバルな放射能汚染が人類、ひいては地球上の生命圏全体への長期的、遺伝的影響の危険性を確実に高めていることに注目しなければならないと主張した。福島原発の事故を、66年にわたる核エネルギー開発がもたらした人為的な放射能によるグローバルな環境破壊の全体像に位置づけ、核と人類の視点からの発想の重要性を指摘した。そして、「その一環として、福島原発事故により福島県をはじめ陸域で起きている環境汚染と、世界屈指の漁場で起きている海洋汚染の推移を見守りたい。そして核エネルギーに依存する社会のありようを歴史的な文脈においてトータルに検討する作業が続けられねばならない。」と結論づけた。

奥田孝晴会員（文教大学）は、「国際学からの『核』批判——プルトニウム・ロード」の彼方、地球市民社会の行方」と題して報告した。奥田会員は、核兵器として生まれたプルトニウムの火をたどり、高速増殖炉もんじゅからみる核社会の問題点を丁寧に分析した。20世紀後半は、人類が文字通り核社会へと足を踏み入れた時代だった定義する。地球上に存在するプルトニウムは核弾頭の中にあるだけではなく、出力100万Kwの通常型原発1基からは年間200～250kgのプルトニウムが生成するとし、このプルトニウム社会の危険性に言及した。奥田会員は、「事故が起これば放射能を撒き散らし、また「核のゴミ」を押し付け、そこに住む人々を被爆の危険にさらす。原発が立地する地方の犠牲の上に東京など大都市の「豊かさ」が成り立つという関係性、核社会に組み込まれたこのような中枢—周辺の関係は、原発ビジネスを推進する側が市民を、大都市が地方を犠牲にする、という地理的・空間的拮抗りに留まらず、現在の世代が目先の「豊かさ」を享受するために、長期にわたる放射能汚染の危機を積み残すことで、未来の世代の「豊かさ」を奪っているという時間的拮抗りをも含んでいる。」と暗闇の思想があると厳しく批判した。

新たな知的指針は、地球市民社会における相互の関係性をあらためて捉えなおし、各自の現場から周辺部に置かれ続けてきた人々のくらしへの配慮と尊重に思いをはせること、そして公平公正な協業精神に基づいた新しい「公共性」を創造していく道筋の中にもこそ見出せるだろうと結論づけた。

討論者は中野洋一会員（九州国際大学）が務めた。

（児玉克也）

## 自由論題部会：「人類学的アプローチからの平和学への挑戦」

司会：小田博志（北海道大学）

報告：福武慎太郎（上智大学）「ローカルな場に見るポジティブピース—紛争と難民支援の現場を事例に—」

中原聖乃（中京大学）「原発に抗する地域社会——山口県上関町祝島の事例から」

栗本英世（大阪大学）「南部スーダンにおける草の根平和構築」

佐藤壮広（恵泉女学院大学）「死をふまえた平和——沖縄の精神文化が平和学に問いかけるもの」

討論：金敬黙（中京大学）

平和学と人類学の対話の場をひらく：自由論題部会「人類学的アプローチからの平和学への挑戦」を終えて

### 部会実現までの経緯

この部会企画を遡っていくと、いくつかのインフォーマルな出会いに行き着く。今回の司会を務めた筆者が、数年前の平和学会の懇親会で、あるいは文化人類学会の報告の終了後に、平和の研究に関心を持つ文化人類学者に話しかけられることがあった。偶然出会った少数派（マイノリティ）同士の会話は盛り上がるものである。その会話の中で、人類学的な平和研究の場を作ろうというアイデアがふくらんでいき、同様の関心をもつ人の

数も増えていって、ひとつの研究会が結成されるにいった。それが2008年からスタートした、国立民族学博物館共同研究「平和・紛争・暴力に関する人類学的研究の可能性」（通称「平和の人類学」）である。これは年に3、4回の割合で大阪吹田の万博公園にある「みんなく（民族学博物館の略称）」に、約15人のメンバーが集まって研究報告と討論をするというプロジェクトである。メンバーの多くは比較的若い世代の人類学研究者であり、そこに国際政治学や平和博物館研究の専門家も加わった。平和学会から特別講師を招いたり、沖縄のさまざまな平和展示を訪ねて現場に携わる人びとと対話をしたりした。このように、この研究会は人類学と平和学、

研究と実践とのあいだで進行していった。つまり異なった立場の人びとが議論をかわすフォーラムであろうとした。

今年はその研究会の最終年度にあたる。成果報告とさらなる対話の機会を求めて立案したのが、今回の自由論題部会である。平和学会では、この秋季研究集会から、従来型の自由論題部会に加え、司会・報告・討論を組み合わせた「パッケージ案」が新たに採択されることになった。その枠が設けられたからこそ私たちのこの企画を実現することができた。ある研究のグループがその成果を平和学会の場で聞きたいという場合に、継続的な「分科会」でもなく、個別の自由論題でもない、このパッケージ案の枠は貴重かつ便利な機会を提供してくれると思われる。(この機会を私たちに与えてくださった関係の方々、改めて感謝いたします。)

## 報告

さて、この部会の目的は、文化人類学の立場から平和学の方法論的・理論的枠組みの拡大に貢献することであった。

おそらく平和学会において同種の試みは初めてであっただろうから、報告の内容をあえて特定のテーマに絞らず、人類学的アプローチの特徴を明確に示せると思われる4つの報告を選んだ。それは次の通りである。

- (1) 福武慎太郎 (上智大学) 「ローカルな場にみるポジティブピース—紛争と難民支援の現場を事例に—」
- (2) 中原聖乃 (中京大学) 「原発に抗する地域社会—山口県上関町祝島の事例から—」
- (3) 栗本英世 (大阪大学) 「南部スーダンにおける草の根平和構築」
- (4) 佐藤壮広 (恵泉女学院大学) 「死をふまえた平和—沖縄の精神文化が平和学に問いかけるもの—」

これらの報告の詳しい内容は、学会ウェブサイトからダウンロードできるレジュメに譲るとして、司会者の視点からごく簡単に整理するにとどめたい。

(1)は東ティモールにおけるフィールドワークを振り返って、「戦争」や「難民」といった問題に還元されない現地の人びとの姿勢を「ポジティブピース」をキーワードに考察したもの。

(2)は特に3.11以降、原発建設に反対を続けている島として脚光を浴びる上関町祝島での調査から、「反対運動」という概念に収まらない島の現実を捉えようとする。

(3)は内戦勃発前から南部スーダン(本年「南スーダン」として独立)での人類学的調査に基づいて、国際社会が持ち込んでいる「上からの平和構築」に対し、現地の人びとによる、自らが生活する地域の事情を踏まえた「草の根平和構築」の意義に焦点を当てる。

(4)のフィールドは沖縄であり、戦没者の遺骨収集を行なう地元ボランティア団体の事例を通して、そこにおける「死者との対話」と平和との関係、そして「死をふまえた平和」のあり方を模索する。

このようにいずれの報告も、特定の現場(フィールド)における人類学的な調査に基づいて、平和に関連するテーマに新たな光を当てようとするものであった。

さらに特筆すべきこととして、研究の域を超えた、次

のような実践的な提言もなされた。(2)で栗本は、南部スーダンにおいて内戦を通して分断が刻み込まれる以前の、民族集団間の多様な交流(交易、通婚、友人関係)の記憶——筆者なりに言えば「平和の記憶」——を想起することの意義と、「草の根平和構築」における調停者としての人類学者の役割、そして人類学的知識の有用性を示唆したのである。

## 討論

国際政治学を専攻し、上述の共同研究のメンバーでもある金敬黙(中京大学)が討論を担当した。金は、従来の平和学の主導的ディシプリンである国際政治学の限界を自覚し、人類学的アプローチに期待を寄せつつも、同時に後者への違和感をもつという立場を表明した。それによってフロアの平和学会員の思いを代弁すると共に、国際政治学的な研究と人類学的平和研究との差異を明示化することで、両者間の対話のスペースを開くという意図があったと思われる。曰く——みんぱくでの研究会において個別事例に関心があつつまりがちな人類学者の話を聞いていると、「なるほど!」と膝を叩くことがある一方で、「So what? (それで?)」という疑問が拭えない。人類学者は、「面白い」に囚われすぎる傾向があるようだから、一度それを封印してはどうか?——人類学的アプローチになじみすぎた人類学者にとって、「そう見えているのか」と気づかせてくれるコメントである。

## 質疑応答

フロアからは質問票と口頭で質問とコメントを募った。中でも「ポジティブピース」の概念に関心が集まったようだった。この概念に関して、ガルトウングのそれとどう違うのかという質問が出た。福武の報告においてこの概念は、紛争から「逃げる」という行動や、問題に正面から取り組むのではなく「ずらす」という実践を指して使われていた。つまりそれはアクターに関連づけられていた。一方、初期のガルトウングの平和論において、ポジティブピースは「構造的暴力の不在」として定義されていた。これは構造のレベルに向けられたものである。ところが近年ガルトウングも、「平和とは、紛争やその他の戦原体を扱う能力である」(ガルトウング・藤田 編著『ガルトウング平和学入門』法律文化社2003年:p.79)と表現するなど、アクター志向の平和論にシフトしていることが伺える。そうすると今回の部会で提起された「ポジティブピース」の概念と、近年のガルトウングのそれとは近いと言えることができる。

他の質問として、福武は戦争や暴力に向き合うことを「ネガティブピース」というが、それも平和のために意義のあることで、それを「ネガティブ」と言うのはおかしいのではないかというものがあつた。これは、「ポジティブ/ネガティブ」の区別を、価値判断の次元で考えるか(例えば「ポジティブ思考」と言う場合)、概念の定義の仕方として考えるか(例えばある概念を「Xの不在」と定義するのはネガティブな定義)の違いである。前者の価値判断の次元では、「戦争の不在(戦争の悲惨さを記憶して、それを二度と繰り返さないこと)」を追及する立場も、平和のためにはポジティブな意義がある

と言えるだろう。また後者の観点から厳密に言えば、「構造的暴力の不在としての平和」というガルトウングの古典的定義は、ネガティブな（消極的な）平和の定義となる。いずれにせよ「Xがある」こととして平和をポジティブに定義する立場と、それに基づく平和の研究・実践は、これから意識して確立されるべきものと思われる。その X は何か？これは平和学全般に関わる重要な問いであろう。

### 課題と展望

今回の部会の討論を踏まえて自己批判をしてみると、人類学的アプローチには「事例報告」のレベル、もしくはそう思われてしまうレベルを超える努力が求められる。人類学的ないしエスノグラフィックなアプローチの特徴と強みは、事例に密着することで生まれる。しかしそれのみにとどまっているのは、人類学と国際政治学（ないしその他の分野）との対話は成り立ちがたくなり、人類学の報告に「それで何が言えるの？」という疑問が向けられ続けるだろう。ここで「事例報告のレベルを超える」とは、おそらく次の二つを意味すると思われる。ひとつは、具体的な事例を先行の理論枠組みと対話させ、十分な理論化を図ることである。もうひとつは事例（現場におけるアクターの実践）を、マクロな文脈（制度、構造、世界システム、歴史的背景など）へと接合することである。人類学とは、そもそも「人類の学」なのであり、理論化とマクロな文脈との接合は、自身のためにも必要なはずなのである。

質疑応答の時間が結果的に短くなり、フロアとの対話が十分にできなかったのは残念であった。そのこともあって、上で掲げた本部会の目的「文化人類学の立場から平和学的方法論的・理論的枠組みの拡大に貢献すること」を達成できたとは言えないことが反省点である。もちろん、いかなる学問分野であれ、それ自体が目的ではなく手段にすぎない。文化人類学がここで貢献できる点のひとつは、平和の研究と実践を、人びとが生きる現場に近いものにしていくことであろう。これはこれからの課題として取り組んでいきたい。

今後の展望として挙げられるのは、よりテーマを特化

した部会である。例えば、平和の定義と「ポジティブピース」、国家とアナキズム、「現場」概念の再検討、他者の痛みの平和学などのテーマが思い浮かぶ。

私個人の関心からは、「ポジティブピース（積極的な平和観）」に関して、平和学会において一度集中的かつ学際的に議論する機会が必要だと思われる。

また、平和学でも強調されることの多い「現場」概念を振り返る、認識論的・方法論的議論も必要だろう。従来の平和学で「現場」が使われる場合、「開発の現場」とか「グローバリゼーションの現場」のように、平和学ないし市民社会においてあらかじめ定められた問題（イシュー）の現場として規定される傾向があるようだ。一方、人類学的な現場調査（フィールドワーク：あるいはエスノグラフィック調査）では、そのような既定の問題を現場に当てはめることをあえて控え、そこに生きる人びとのリアリティを内側から理解しようとする。つまり既存の枠組みを相対化しつつ、他者の現場を、他者の視点に内在的に理解しようとする。そうすると、ときには「開発」や「グローバリゼーション」という問題を投影しがちの外部者とは違った視点を、その現場で生きる人びとがもっていることが明らかになる。そこで自己があらかじめ持っていた視点が相対化されるのである。この相対主義的な他者理解の姿勢をとる点に（言い換えると既存の理論枠組みに対して「外部の思考」をすることに）、人類学的研究の「分りにくさ」があるのかもしれない。しかしこの点にこそ、人類学が平和学の枠組みの拡大に貢献する可能性があるとも言える。それは、他者の視点に立つことによって、平和学の既存の概念枠組みを問い直し、組み換える道が開かれ得るからである。このように「現場」への向き合い方の違いに着目することで、人類学的アプローチと国際政治学的ないし国際関係論的なアプローチとの違いが浮かび上がり、方法論をテーマとした生産的な対話が可能となると思われる。また「現場」をどう捉えるかという問いは、平和運動と人類学的アプローチとの関係を考察するときの接点ともなるだろう。（小田博志）

### 自由論題部会：「アフリカ大湖地域の移行期正義」

司会：清水奈名子（宇都宮大学）

報告：クロス京子（神戸大学大学院生）「移行期正義の新潮流—ローカル正義採用における和解の実践とその課題」

佐々木和之（Protestant Institute of Arts and Social Sciences）「ルワンダ大虐殺後の移行期正義—地域共同体裁判『ガチャチャ』は和解の促進に貢献したのか？」

米川正子（宇都宮大学）「コンゴにおける重大な人権侵害—アフリカ大湖地域における不処罰文化への対処と司法機関の設立」

討論：武内進一（JICA研究所）

本部会では、現在多くの学会で議論されるようになった移行期正義について、特に紛争後社会における正義の実現とその課題に注目し、アフリカ大湖地域の事例を中心に、応答的正義だけでなく修復的正義の観点を含めな

がら検討することを目的とした。

はじめにクロス会員より、多様な制度が用いられるようになっている移行期正義の新潮流としての、地域に固有なグラス・ルーツの紛争解決法を用いた「ローカル正

義システム」導入の背景とその課題について報告が行われた。国際人権法や人道法などの普遍的な国際法規範に依拠する「国際正義」に対して、「ローカル正義」はその地域の伝統的な価値や規範に基づく正義の観念という特殊性をもつ点が、その特徴である。

こうした性質をもつ「ローカル正義」が移行期正義実現の手段として採用されてきた背景としては、多くの民間人が戦闘に関与するという紛争の質的变化や、その結果大量に発生する「犯罪人」の処罰をすべて刑事裁判制度が担うことの限界がある。さらに、「ローカル正義システム」は、地域社会の調和や秩序回復を重視する修復的正義としての側面とともに、加害者に賠償や謝罪を要求するといった応報的側面も持ち合わせており、責任追及メカニズムを補完する役割が期待されている点にも、注目する必要がある。具体的な事例としては、「ローカル正義システム」が法廷に再編されたルワンダをはじめ、東ティモール、シエラレオネ、ソロモン諸島、ケニアが紹介されたうえで、今後の課題としてシステムの適用範囲、システムと地域社会の構造的不平等の関連、国際的な関与と当該社会の主体性の関係等が指摘された。

次に佐々木会員より、ルワンダ大虐殺後の移行期正義制度のなかでも、地域共同体裁判「ガチャチャ」が、地域社会の和解をもたらす修復的正義として機能していたのかについて検証する報告が行われた。ガチャチャはルワンダ政府が定めた法に基づく刑事裁判でありながら、慣習的な紛争解決規範に基づき、加害者による謝罪や賠償を重視するなど、犯罪によって生じた害の修復と、地域共同体レベルの和解を目指す修復的正義のアプローチとして注目されてきた。2010年11月までの政府の集計によれば、123万7,356件の判決が下されており、120万件以上の虐殺関連事件が裁かれている。ガチャチャの修復的特徴としては、被害者と加害者、両者の近親者を含む地域住民の証言とその協議の導入、司法取引を可能にする被疑者の「自白と有責答弁手続き」の奨励、減刑処分としての公益奉仕労働刑の適用、物質的損害への加害者による賠償と国家による補償、の4点がある。しかし、この修復的な性質を活かすうえでの課題も多いという。すなわち、告発の恐怖と現ルワンダ政権(RPF)による犯罪行為が裁判の対象外となったために多数派のフツの国民が消極的態度をとったこと、加害者の自白の信憑性には問題があったこと、公益奉仕労働刑を政府が公共事業のための無償労働力と見なしているために、加害者の社会への再統合や被害者との和解に貢献していないこと、さらに、被害者の損害に関しても、国家補償は不履行となり、加害者の民事賠償も強制措置がとられず、失望感をもつ被害者が少なくないといった課題が残されているのである。結果として、現在もツチ主体のRPF政権の加害責任が問われないまま、旧政権に与した多数派フツのみが処断される「正義と和解」の取り組みは、エスニック集団間の対立を持続させる要因となっているとの指摘がなされた。

最後に米川会員より、アフリカ大湖地域での司法による正義が抱える問題点について、コンゴ民主共和国(コンゴ)における人権侵害と不処罰(impunity)を事例として報告が行われた。当該地域における人権侵害の記録として、1993年から2003年の期間にコンゴ全域で発生

した617件の重大な犯罪を記録した国連報告書『コンゴにおける最も重大な国際人権法及び人道法上の違反行為』の内容が紹介された。その中には、1996年から97年のコンゴ東部において、ルワンダ政府軍やコンゴ武装勢力(AFDL)が、1994年のルワンダにおけるジェノサイド首謀者への攻撃と称して、ジェノサイドの罪として特徴づけることができる組織的な集団殺害を行ったことも記されている。

しかし、報告書は2010年10月に公表されたものの、今日に至るまで十分な議論の対象となっていない。国際社会には94年のジェノサイドに対処しなかったという「罪責感」が残存しており、現ルワンダ政権(RPF)もその「罪責感」を利用した外交を展開してきたため、政治的にRPFの犯罪を追及する動きは少ない。またICTR、ICC、ICJなどの既存の国際的な司法制度も、時間的管轄の制約や強制的管轄権の欠如ゆえに当該犯罪を裁くことができない。また、国連報告書が提言している「混合裁判所」の設立も、関係諸国の政治的意思の欠如が阻害要因となっており、実現の目途が立たない。これらの課題を踏まえたうえで今後の展望としては、不処罰の克服に向けて、政府の脅迫のもとで活動を続けるコンゴの市民社会を支援するために、他の諸国の市民社会やメディアが国際的な連携をはかることが重要であるとの指摘がなされた。

続けて討論者として武内会員より、各報告者へのコメントと質問がなされた。大湖地域の問題が普遍的な性質を有する点に言及した上で、まずクロス会員報告については、移行期正義の制度を技術的な処方箋として捉えるのではなく、ローカル正義が採用される文脈の相違と制度設計や実行とを関連づけながら議論する必要性が指摘された。すなわち、ルワンダの事例はRPFが内戦に一方的に勝利したという背景があり、同じく国際刑事裁判所が設立された旧ユーゴスラビアの事例とは異なる点も多いことから、紛争ごとの性質や紛争後社会の政治経済情勢を踏まえた分析が重要であるとの指摘がなされた。クロス会員からは、ローカル正義が中立的・技術的な方途とされつつある傾向を浮かび上がらせることが、報告の一つの目的であったとの回答がなされた。また佐々木会員報告については、ガチャチャについても国家建設の過程で行われたことを踏まえるならば、この場合にも国家建設における政治権力の有り様に注目する必要性が指摘された。また報告ではガチャチャの修復的な効果には批判的な見解が多かったが、ルワンダの人々にとって肯定的な効果はなかったのかという質問がなされた。佐々木会員からはガチャチャの有意性として、ジェノサイド時の真実を知り、再埋葬などが行われた事例があった一方で、真実が不明なままの事例も残っており、草の根レベルでどうジェノサイドと折り合いを付けていくのかについての課題は残るとの回答がなされた。

さらに米川会員報告については、不処罰が問題となるのは国際司法機関が訴追を予定している主要犯罪人のみではなく、現在もコンゴ東部で日常的に続く犯罪被害など、多様な次元に渡るという不処罰の重層性について指摘がなされた。また国際政治の議論においては、不処罰への対応よりも安定や現状維持を重視する議論があ

るが、報告者が指摘する司法機関や国外の市民社会が外部から介入して対応する意義はどこにあるのかという論点が提示された。米川会員からは、近年のコンゴ紛争に関しては主要犯罪人も処罰されておらず、安定性を優先した不処罰が続くならば、現在と同様に目に見えない紛争状態が継続し、多くの人権侵害が続くことになるとの回答がなされた。

最後に約 40 分間に渡り、フロアとの活発な質疑応答が行われ、かつての宗主国を含む先進国の責任と移行期

正義の関係性、欧州に生まれた法規による裁きの抱える問題性、ルワンダの著しい経済成長に関わる現状認識、移行期正義の成功事例とみなされがちな南アフリカ共和国において根深く残る不処罰の問題、「正義か平和か」という二分法的な思考からの脱却の困難性、東ティモールにおけるコミュニティ和解プロセスが採用された文脈に関する指摘など、多くの会員から積極的な発言がなされた。  
(清水奈名子)

## 分科会報告

### 軍縮と安全保障

報告：黒澤満（大阪女学院大学）「新 START 条約後の核軍縮の課題」

討論：佐藤史郎（京都大学）

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

軍縮・安全保障分科会はこれまで、軍備管理・軍縮、人道的介入、平和維持活動、平和構築支援など、安全保障にかかわる多様な論点を取り上げてきた。2011 年度秋季研究集会では、軍備管理・軍縮分野の主要課題である核軍縮をテーマに設定し、黒澤満会員（大阪女学院大学）の報告と佐藤史郎会員（京都大学）の討論を得て分科会を開催した。

黒澤会員は、核軍縮の進展を考える上で現在何が問題であり、今後何がなされるのか、また何が残される課題なのかを論じた。黒澤会員が焦点をあてた課題は、戦略核兵器削減、非戦略（戦術）核兵器削減、包括的核実験禁止条約（CTBT）、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、核兵器の役割の低減、核兵器禁止条約の、6 項目である。

まず戦略核兵器の削減について黒澤報告は、新 START 条約の発効を評価しつつも、2015 年までの完全履行が重要であることを指摘した。そして非戦略（戦術）核兵器の削減については、米国が戦略・非戦略（戦術）・不配備を含めた包括的な削減交渉を提案している状況に対し、ミサイル防衛や通常兵器の不均衡等から、米ロ間の協力がどこまで可能になるのかが交渉の成否に影響すると分析した。

また CTBT について黒澤報告では、米国内に CTBT 批准に対する賛否が依然存在していることを指摘した上で、米国による批准が他の未批准国に与える肯定的な影響を強調した。そして交渉が停滞している FMCT に関して、ジュネーブ軍縮会議以外のフォーラムで交渉することに一定国々の中でコンセンサスが形成されたことを強調した上で、フォーラムの具体的な構成については意見の一致を見ていないことを指摘した。

核兵器の削減に資する取り組みとして重要視される

のが、核兵器の役割を低減化することと核兵器に関する国際条約の実現である。前者について黒澤報告では、米国の『核態勢見直し（NPR）』で一定の進捗が見られたものの、第一不使用（no first use）を宣言することや、全ての非核兵器国に対して全ての核兵器国が法的拘束力のある形で消極的安全保障を与えるところまでには至っていないことを指摘した。そして後者については、核兵器禁止条約、核兵器禁止枠組み条約、核兵器使用禁止条約など、核兵器の使用や保有を禁止する国際条約の策定が提案され、一定の支持が得られていることを示した。

黒澤会員による報告に対して佐藤会員より、核軍縮措置としてとらえられる CTBT が核兵器国の優位性を強化するという権力性を持つことへの評価、国連憲章第 7 章に基づく制裁としての核兵器使用を肯定的に捉える見解への評価、そして、「核兵器のない世界」に向けた広島・長崎の意義と課題をどうとらえるか、の大きく三つの論点が提起された。

分科会では、これらの論点に加え、「核兵器のない世界」をどのように想定するか、また、「核兵器のない世界」に向けた道筋をどのような時間枠で捉え、どのような手続きを伴うものとして描くかについても、報告者、討論者そして出席者の間で、議論が交わされた。

平和を論じる際の射程が広がっていることは明らかである。しかし軍事力をどのように捉え、向き合うのかは、平和学において重要な論点であることは間違いない。軍縮・安全保障分科会は、会員からの報告希望を受けて運営している。単独の報告希望に加え、パネルを組んでの報告希望も受け付けている。応募手続きや締め切りは、学会ホームページに掲載しているので参照いただき、積極的な応募と分科会参加をお願いする。  
(佐渡紀子)

### 平和教育

報告：野島大輔（立命館大学院生、関西学院千里国際中・高教員）「21 世紀の『世界秩序の学習』——軍縮・不拡散教育の新たな展開を踏まえて」

**報告：高部優子（映像ディレクター）「平和教育アニメーションを製作して」**

司会：竹内久顕（東京女子大学）

1980年代初頭に「軍縮教育」が、2000年代以降「軍縮・不拡散教育」が国連等で提唱されてきた。いずれも、非武装平和の新しい世界秩序への転換を目指し、参加型や問題中心型といった想像的な教育方法を駆使するもので、今日の平和教育や紛争解決教育を補完しうる教育であるにもかかわらず、一般的には十分に普及しているとは言い難い。報告者野島大輔は、こうした今日の国際的な動向を見据え、1970年代米国で提唱された「世界秩序の学習」の今日的意義に注目し、その理論的考察と、自らの勤務校で試みた実践を報告した。「世界秩序の学習」とは、現実の世界を分析してその問題点を析出するとともに現状改革に必要な理論と事例を学ぶことで、実現可能な未来社会の構想を描き、非暴力的な移行過程を考える学習である。そこでは、あらゆる「暴力」の極小化と世界規模での民主主義と平和を実現することが目指されたが、その意義は21世紀の今日においても失われていない。野島は、高校の自由選択科目「平和学入門」で、トランセンド法などの紛争解決法の基礎演習や、「主権国家システムの成立→国際機構創設→超大国の単独行動主義」の各段階における紛争解決の歴史的事実の学習といった年間カリキュラムを実践した。そして、年間学習の最後に、生徒たちが作成した「新・新機能主義による国際統合システム」（2009年度）、「世界政府システム」（2010年度）を発表することで、生徒自身の「21世紀の世界秩序」を構想するという実践であった。

報告者高部優子は、コンフリクト・リゾリューションの

スキルを小中学生に伝えるために、高部らが作成しているアニメーションDVDを紹介した（平和教育アニメーションプロジェクト編『みんながHappyになる方法』として、2012年2月に平和文化から刊行）。紛争解決法としてはよく知られている「私メッセージ」「ホーボノボノ」「トランセンド法」の3つの手法を、桃太郎やペンギンといった子どもになじみ深いキャラクターを活用して描いたアニメ3作品であった。ワークショップでしばしば用いられる3手法を、アニメという映像の力を活かして小中学生が学べるよう工夫されていた。

野島報告は、高校生を対象とする年間カリキュラムに基づく実践で、高部報告は、小中学生を対象とする実践用のアニメ教材である。両者ともに、「世界秩序の学習」や「トランセンド法」などの紛争解決理論を丁寧に踏まえたうえで、それを子どもたちにどのようにして伝えるかといった実践上の工夫を報告した。教育（学）において不可欠な、理論と実践の合理的な接続を、現職教員の野島と映像ディレクターの高部が、それぞれの経験と力量を駆使して試みた興味深い報告だった。単なる教室の中だけでの学習や知識の押しつけに陥ってしまったならば、失敗した平和教育実践といわざるを得ない。そうならないよう、巧みな工夫を試みる平和教育実践も少なくはないが、野島と高部の実践もそうした試みの例として、平和教育学研究の中に正当に位置づけることが今後の私たちの課題でもある。

（竹内久顕）

**ジェンダーと平和****報告：森 玲子（広島大学）「大学の平和講義を創る－ジェンダー視点を盛り込んで」**

広島大学では、今年度から、新入生は「平和科目」（約20科目）が選択必修となった。報告者の担当科目『平和と人権－グローバル化とジェンダー視点』受講者アンケート（300名）によると、広島・長崎両県の出身者は、原爆の被害実態を中心に一定の平和学習を小中高で受講しているという傾向が見られた。

入学時点での学生の平和に関する理解度を把握したうえで、大学の平和講義においてどのような内容を盛り込むべきかを検討した。報告者は、構造的暴力の概念を学生に教示したうえで、テロ・内紛をはじめ貧困・経済

的格差・差別などの現状を、ジェンダー視点を盛り込んで展開している点を説明した。

その後、参加者各人の講義趣旨・内容について情報交換を行った。それぞれの専門分野を中心もしくは導入部分として、学生たちに平和を考え、平和を担う視点を身に付けるよう構成しているとの意見がでた。

社会を担う一員として大学で成長していく学生に、平和を希求する視点を身に付けさせる意義と難しさを認識しながら講義をすすめることが、求められている。

（森 玲子）

**難民・強制移動民研究****報告：杉木明子（神戸学院大学）「国際的難民保護の『負担分担』と第三国定住」**

討論：新垣修（関西外国語大学）

司会：小泉康一（大東文化大学）

難民の保護（命を守ること）は、「国際難民制度」の根幹である。「第三国定住」は、「自発的帰還」と「現地統合」（第一次庇護国での統合）とともに、難民問題を解決するために国際社会が合意した3つの恒久的解決策の1つである。帰還は常に国際社会が好む恒久的解決策であり、冷戦終結以降、最も有力な解決策であった。しかし過去十数年益々、第一次庇護国側が難民を帰還させるために継続して難民を追い返す中で、国際機関の間で帰還策の限界が理解され、方針への微妙な“揺らぎ”

が出てきた。帰還が持続するためには、今や帰還した国で国家の脆弱性と闘い、国家建設では和解と再統合が必要な、かなり長期の過程だと認識されている。また成功した帰還計画でさえ、「帰還ができない残余の人々」が、かなりの数で存在することが認められている。その一方で近年、第一次庇護国での統合の機会は一層限られてきている。

大量の数の難民を抱える第一次庇護国は、自分たちの地域社会への負担・圧力を軽減するために、敏速かつ、

より柔軟な定住手続きを求めている。一方受け入れる定住国側では 1990 年代半ばから益々、受け入れをためらうようになってきた。こうして世界的な庇護危機が広く認識されるようになってきている。ある推計によれば、世界の庇護申請者総数の 4% が自ら進んでの移動か、定住計画を利用して域外の国々に移動している。先進国、特に欧州の国々は、庇護申請者の増大を移住問題及び、安全上の脅威と感じた。

深刻な事態に直面して、これまで難民を定住させてきた国々（伝統的定住国、先進国が多い）は、自分たちの庇護法、移民法、政策を転換し、難民問題に対処するために、これまでの長い人道的な伝統に制約を加え、各種の制限措置を講じている。国際社会は、難民の原因に対し政治関心を失い、難民保護は最低の水準にまで押し下げられている。これは難民の国際保護を効果的に実施する上で、大きな政治的な障害となっている。この“保護の政治”の現状を認識することは、難民保護と問題の長期的な解決の上で重大な意味を持っている。

報告者の杉木会員は、現在カナダ・ヨーク大学で難民保護について研究中であるが、この分科会での発表のために帰国された。報告では、(1) まず報告目的が示された後、(2) 国際社会の過去の第三国定住の歴史が述べられ、(3) 今回の主題たるアフリカでの第三国定住について、ソマリア難民を事例に途上国での負担分担が述べられた、(4) 最後に、今後の課題について方向性が示された。

具体的に内容に入れば、世界的に難民・庇護希望者の約 80% が、開発途上国にいて、そのうち特に、サハラ以南のアフリカで問題が顕著に見られること。しかし難民本国での状況改善が進まず解決の兆しが見えないことから、難民は庇護国に滞留し、国際協力の必要性があること。従って、難民受け入れという「負担分担」が国際的に必要とされ、難民保護の視点から第三国定住の重要性が高まっていること。事例としてのソマリア難民では、ソマリア本国が 1990 年代初頭以降、ほぼ無政府状態のため、難民は近隣のケニア、エチオピア、ジブチ、イエメンに逃れていること。特にケニアには約 46%

が流入、ケニア政府は急増する難民に対処できず、「安全保障」上の大きな問題になっていること。他方で、受け入れる先進国側の反応は鈍く、実際の受け入れ数とニーズには大きなギャップがあること。

近年、UNHCR は第三国定住の“戦略的使用”を言うが、その中身は依然不透明であること、「負担分担」は国際社会のパワー・バランスを反映し、現状では中々、状況の打開が難しいことが述べられた。報告は最後に、こうした現状の打開には、地道ではあるが、難民保護についてのトランスナショナルなアドボカシー・ネットワークの構築が必要だと結ばれた。

報告に対し、討論者の新垣会員からは、大略以下の 3 点が質問として出された。①第三国に負担分担の気持ちを起こさせる要因とは何か。②脅威には、可視・不可視のものがあるが、定住国にとって、文化的アイデンティティは脅威なのか。③移民その他の人々との“混合移動”が進む中で、難民とは一体誰を指すのか。報告者から、①については、トランスナショナルなネットワークの存在が有効であること、②はケニアでは、外国人へのゼノフォビアがあり、文化だけでなく「全体的に」脅威と感じられていること、③では、第三国定住での移動にしろ、現在の様々な難民移動の中には“難民ではない人”も含まれており、現実にはその区別が曖昧であり、またその区別をすることの意味について説明があった。

会場の出席者からは、カナダの「スポンサーシップ」という難民受け入れ形態の現状や、定住国での“後発難民と先発難民の関係”如何について質問が出された。

国際的には、国家に対し負担分担の明確な規範、法的義務がない中で、第三国定住は今、移行期にある。世界では構造的な変化が生じ、とりわけ国家の側に難民保護の認識が変容する中で、保護の対象とされる難民には、独自の経済があり、特定のニーズを持つ難民グループがいることも確かである。論議を踏まえて、現今の国際的文脈の下で、「負担分担」という形での第三国定住には、これまで以上に、新しく、世界的で、地域的な対処法が緊急に必要とされていることが、強く感じられた。

(小泉康一)

## 公共性と平和

報告：秋林こずえ（立命館大学）「安保理決議とジェンダー：1325 号「女性・平和・安全保障」とその後」

討論：杉田米行（大阪大学）

司会：玉井雅隆（立命館大学）

今回ご報告いただいた内容は、ジェンダーの観点から公共性と平和を照射したものであり、特に安保理決議 1325 号を中心に、NGO との関わりを中心としたご報告であった。以下に報告の概略をまとめていく。

国連安保理決議 1325 号（2000 年 10 月採択）は、ジェンダーに関する初めての安保理決議であり、ジェンダーの視点が国際安全保障政策・言説に反映されたという点において重要な決議である。また、起草及び採択に関しては NGO が大きく関与したという点においても特筆すべき決議である。この決議では、ジェンダー・イシューを安全保障の問題としてとらえ、安全保障政策のすべての意思決定過程、平和構築や平和維持活動（PKO）

にジェンダーの視点を盛り込むことを求めたものである。特に、紛争下及びポスト紛争下においても、女性や女児の人権保護・尊重を求め、同時に平和・安全保障政策に女性の参加を求めている。実施義務は国連安保理、事務総長をはじめとする諸アクターが負うことになるが、特に DDRRR 関係者に関しては、戦争犯罪行為に対する「恩赦」から「不処罰」への流れを断つことを求めている。

次に、NGO とジェンダー・安全保障の関わりについての議論である。そもそも国連の助成の人権関連政策における NGO の力の拡大は、1975 年、1985 年、1995 年に開催された世界女性会議においてみられた。特に

1995年に開催された第4回国連世界女性会議（北京会議）NGOフォーラムでは、約5万人が参加すると同時に、武力紛争と女性に対する暴力に関し、複数のワークショップが開催された。その成果もあり、採択文書においては、「武力紛争と女性」の項が設けられた。また、この北京行動綱領に対し、そのフォローアップが女性の地位向上委員会（CSW）に付託されると同時に、1999年には紛争地域の女性たちが女性の地位向上委員会（CSW）に参加するという動きが見られた。しかし、人権レジームにおける「武力紛争と女性に対する暴力」問題に関して一定の限界があり、新たに安全保障問題として、同テーマの安保理決議を目指した。その結果、2000年には安保理議長声明がCSW会期中に出され、最終的に安保理決議1325号へとつながった。

安保理決議1325号は、これまでの行動綱領などとは異なり、各加盟国を拘束すると同時に国際的ネットワークとの接続、女性差別撤廃条約など過去の国際法と関連するなど、様々な特徴が見られる。しかし、加盟国政府及び国連は実施に消極的であると同時に、ジェンダー概念の限界やジェンダー主流化政策の限界など、様々な限界も同時に指摘される。

しかしながら、1325号決議を実質化する動きも一部加盟国の間で見られた。アメリカやネパールなどは国内行動計画（NAP）の策定に言及し、またNGOによる2000年～2010年にかけての安保理決議と1325号決議の関連に関する研究をスイス及びリヒテンシュタイン政府が支援するなど、様々な動きが見られるようになった。また、この国内行動計画に関しては国際NGOが各国の女性NGOの国内・国際ロビー活動を指導・支援し、加盟国政府のコミットメントの分析を行うなど、様々な役割を果たしている。

最後に、NGOの1325号ロビー活動に関し、問題を解決するかどうか、ということをしらふれる。「被害者としての女性・女児、平和構築への女性ならではの貢献」が、かえってジェンダー役割を固定化し、かえって軍事力の強化につながるのではないかと懸念があ

る。また、安保理をロビー活動のターゲットとすることに関しても、批判が存在している。すなわち、安保理のメカニズムは少数の男性（大国）が他を支配するシステムであり、これに依存して改革を進めるということは論理矛盾が生じているのではないかと、という点において批判が生じていることも事実である。

以上の報告を秋林会員よりいただき、この報告に対して討論者の杉田会員及びフロアからいくつかの指摘及び質問があった。そのうちの幾つかを抽出したい。

研究全体に関し指摘があったのは、そもそも「安全保障の定義」とは何か、ということであった。これに関しては、定義が明らかではなく、このことは視点が拡散する可能性があるという返答であった。また研究に関し、「Action Research」の手法で研究対象を客体化することは可能であるか、という指摘があった。これに対してはNGO内部に入らないとわからない話があり、またその様な話をさらけ出し研究を行う Researcher and Activistでも問題はないのではないかと、ということであった。また、ジェンダー視点による国際政治という点に関してより詳細な説明が求められた。これに対しては「ジェンダー視点の相対化」を行うことの重要性に関し、補足説明があった。すなわち、男性化・女性化の構造を明らかにすることで、権力構造を検討する。また個別イシューに関しても、「核かジェンダーか」という二分法ではなく、「核とジェンダー」など、女性の立場において検討を加えていくことが重要ではないかと、という補足説明が行われた。

本分科会では、従来の国際政治において軽視されがちであったジェンダーと安全保障に関し、安保理決議1325号を元に検討が行われた。秋林会員が指摘するように、男性性が強い国際政治のアリーナにおいて、いかにジェンダーの視点を導入するか、という問題は今後より深まっていくことであろう。その点においても、本報告は大変有意義かつ課題提起をなすものである。

（玉井雅隆）

## 平和と芸術

報告：浪岡新太郎（明治学院大学）「ドヤ街における〈古い〉運動と〈新しい〉運動：寿における労働運動とアートプロジェクト」

応答：湯浅正恵（広島市立大学）

資料紹介：竹内海人（明治学院大学浪岡ゼミ）

司会：福島在行（日本現代史・平和博物館研究者）

本報告では、日本三大ドヤ街のひとつとされる、横浜市中区寿町における社会的排除に対抗する社会運動の一つとしてのアート活動について、労働運動や福祉サービスを提供する運動との比較を通して、その活動の有効性と限界とを明らかにしようとした。

寿町は、長らく港湾労働などで働く日雇い労働者が多く住む地区として知られた。そのために、貧困、労働賃金の未払いや健康問題、さらには外国人労働者問題など多くの社会問題が集中する街として認識されることとなり、70年代から日雇い労働組合やキリスト教系団体をはじめさまざまな住民向け「支援団体」が活発に活動する場となってきた。しかし、「日雇い労働者の街」と

しての寿町は90年代後半以降、大きくそのイメージを変えつつある。現在の寿町は、日雇い労働自体が減少する中、住民の高齢化が進み、その多くが生活保護をはじめとする社会保障の対象となる「福祉の街」となっている。

こうした中、従来より古くから存在する支援団体と並んで、2008年にアートによる住民支援、さらには団体の言葉によれば、「社会的包摂」を目的として「寿オルタナティブネットワーク（以下KAN）」が成立した。KANはアートに特化した運動として寿町では初めての団体である。こうした〈新しく成立した〉団体は、〈古くから存在する〉支援団体からは、住民支援という観点

から、必ずしも好意的に認識されていない。しかし、KANは滞在型制作を重視するなど、住民の経験、歴史をアーティストが理解し作品に取り込むことを促しており、そのために積極的に「古くから存在する」団体との結びつきを作ろうとしている。

KANの活動は、アートを通して寿町の一般的なイメージや住民の意識を否定的なものから肯定的なものへと変えていくこと、さらにはアートを住民の生き甲斐にすることを目的としている。具体的には、作品の展示や、ドヤや公園などの施設改修の請負、住民ではない人向けのアーティストによる寿町の案内、さらにはアーティストを定着させるための拠点づくりなどを行っている。

現在のところ主たる活動は、大学などで専門教育を受けたアーティストたちが寿町で刺激を受けて、その経験をアートの形で表現することである。その際、住民の制作への参加はきわめて限定的である。また、その作品内容において、寿町の固有性はわかりにくいものとなっている。

## 平和運動

テーマ「ベトナム反戦運動とその時代——地方ベ平連の展開」

司会：石川捷治（久留米大学）

報告：木原滋哉（呉工業高等専門学校）「反核・反基地——広島・岩国ベ平連の場合」

報告：市橋秀夫（埼玉大学）「地方都市におけるベトナム反戦運動——福岡ベ平連の場合」

討論：福田忠弘（鹿児島県立短期大学）、大野光明（立命館大学大学院生）

本分科会では、ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）を対象に、日本におけるベトナム反戦運動の地方での展開のあり様を検討した。周知のとおり、ベ平連は1965年2月の米国による北爆開始を契機として、東京で結成されたベトナム反戦市民運動である。「ベトナムに平和を」、「ベトナムをベトナム人の手に」、「日本政府はアメリカの戦争政策に協力するな」という3つのスローガンに賛同できれば、どのような個人でもベ平連をつくり、名乗ることができた。それまでの平和運動と異なり、個人参加の運動であった。全国各地に400を超えるベ平連が作られ、独自の活動が行われていた。先行研究の対象が東京でのベ平連運動に偏りがちであった限界を有しているのに対し、本分科会は詳細な検討が待たれていた地方ベ平連を対象とした点に大きな意義がある。

まず、木原会員より、広島ベ平連と岩国ベ平連を事例として、結成の経緯、担い手、活動内容について報告があった。被爆地であると同時に多くの軍事基地を抱える広島、隣接する岩国において、ベ平連運動の意義が提起された。それは、広島ベ平連が被爆地・ヒロシマの平和運動・思想に加害者としての立場を提起した点、岩国ベ平連は米軍岩国基地の反戦米兵の活動を支援し、米兵との連帯運動を深めていたこと（例：反戦コーヒーショップ「ほびっと」の営業）などである。

次に市橋会員からは、福岡ベ平連を事例として、活動を3期（①九大10の日デモ、②福岡ベ平連結成から70年安保闘争、③福岡ベ平連活動の終息）に分けてその内容と経過が報告された。また、研究上の方法論として、一次資料の収集・発掘とともに、オーラル・ヒストリーへの着目が必要不可欠であるとの重要な指摘があった。さらに、福岡ベ平連が、戦後九州の反戦運動・反公害運動などの歴史と密接に連動していたこと、その経験・思

い。結果的にKANが創りだす寿町のイメージが寿町の歴史を住民にとってではなく、行政や外部にとって都合のいい形で書き換え、そのことによって寿町の問題点（外国人問題やドヤの問題、アルコール中毒といったもの）が不可視化され、そこへの支援や構造の変化に繋がらない、さらには行政からの支援を減らすことになることを、「古くからの」団体のいくつかは懸念している。

とはいえ、KANのアート活動はこれまで周辺住民や福祉に関心を持つ人に限られていた寿町と外部とのコンタクトを、アートに関心を持つ人（アーティストと観客）へと広げ、また、わずかではあるがアーティストと関係をもつ住民、住民がアート作品を楽しむ場を生み出すことで、寿町をより一般的に可視化すると同時に、医衣食住の提供といった役割に限定される傾向のあった寿町をより多様な生活の場として再定義しようとしている。（浪岡新太郎）

想が、1970年代以降の社会運動・生活者運動へと受け継がれたことなど、九州の運動史における評価がなされた。

以上の報告を受け、ベトナム現代史研究の知見から福田会員、社会運動史研究の観点から大野がコメントをし、フロア参加者を交えた討論を行った。紙幅の関係から2点に絞って今後の課題となった論点を記す。

第一に、東京ではなく、各地のベ平連を研究することで何が見えてくるのかという研究の意義をめぐる点である。換言すれば地方の平和運動の固有性とは何か、それを検討することで平和運動研究にいかなる知見を与えることができるのかという点である。市橋会員、木原会員の報告によれば、各地のベ平連は、学生運動、大学教員によるベトナム反戦運動、わだつみの会などの平和運動といった先行する地域独自の運動を母体として、結成されていた。各地域の独自のコンテクストの中で続けられてきた運動が、ベ平連運動とどのように出会ったのか、また、運動の過程で、ベトナム戦争と直結する地域独自の諸課題を発見したのか。このように地域の独自性を分析し、評価することが今後の課題として共有された。

第二に、ベ平連運動の終息をめぐる評価についてである。市橋報告で指摘されたように、各ベ平連は、反安保といった「大状況」につながっていく形で、自らが住む町の目の前の具体的な課題に取り組んだ。ベトナム戦争は「終わった」（ベトナム戦争がいつ、どのように「終わった」のか自体が論点であるとの重要な指摘もあった）。しかし、日米安保体制やアジアに対する経済的「侵略」の関係性などの「大状況」はその後も維持された。「大状況」の継続あるいは変容を、運動に参加した人々はどうのように受け止め、ベ平連運動を「終えた」のか。この点の評価・分析も今後の課題として共有された。

本分科会は、研究集会のテーマ「世界構造の揺らぎ—躍動するアクターとの交錯」に対し重要な参照例を提示したと思われる。1960年代後半は、世界同時多発的な異議申し立ての時代であり、それらは冷戦構造への抗議行動としてもあった。また、ベ平連に代表される、非

国家アクター、それも既成の組織動員型の平和運動とは異なる運動が躍動した時期でもある。ベ平連運動をグローバルな平和運動史の中に位置づけ直す作業が求められているといえよう。(大野光明)

### 琉球・沖縄・島嶼国および地域の平和

報告：池田佳代（広島大学）「アメリカ・オバマ政権の日米同盟強化に向けた戦略——グアム統合軍事開発計画をめぐるワン・グアム政策に関する考察を中心に」

報告：一木久治（龍谷大学大学院生）「住民運動と当事者性——志布志湾開発反対運動を通して」

討論：松島泰勝（龍谷大学）

司会：竹尾茂樹（明治学院大学）

本分科会では2つの発表がなされた。以下のその要旨と質疑の模様などを略述する。

池田佳代（広島大学）「アメリカ・オバマ政権の日米同盟強化に向けた戦略とその課題—グアム統合軍事開発計画をめぐるワン・グアム政策に関する考察—」

アメリカ国防総省が2006年に策定したグアム統合軍事開発計画による在沖海兵隊のグアム移転をめぐる、受け入れ側の社会に与える影響を多角的に論じた。人口17万人のグアムに軍人が6千人、家族や軍属を含めると2万人前後の人口増になる。オバマ政権は環境技術の実験・商品化（グリーン・グアム）、あるいは現地住民との融合政策（ワン・グアム）を提示しているが、ことはそれほど簡単ではないようだ。例えばグアムにはイラク・アフガニスタン戦争などの帰還兵が定住しているが、社会復帰が困難で問題化もしている。没落したアメリカ社会の白人貧困層の再建というアメリカ社会の課題がグアムにおいて顕在化し、社会的資源の再分配をめぐるどのようなグアムの社会を構想するべきかが求められている。以上の報告に対して、海兵隊のグアム移転について、複数のアクター（アメリカ連邦政府・議会、グアム政府、市民運動）を挙げ、それぞれの役割を分析している視点の新しさが評価された。その上で、さらに日米同盟強化の戦略においてはどのような位置づけがなされるのか、ワン・グアム政策が統合しようとしている現地の白人。軍人・帰還兵・チャモロといった人々はそれぞれどのように受け止めているのか、アメリカ本土の人種政策など内政に連動する際にその主なアクターは誰だろう、等の質問が寄せられ、活発な議論が展開された。

### アフリカ

報告：山中達也（明治大学大学院生）『「ジャスミン革命」とチュニジア——その現状と課題』

討論：武内進一（JICA 研究所）

司会：藤本義彦（広島大学）

アフリカ分科会では、山中達也会員（明治大学大学院生）が『「ジャスミン革命」とチュニジア：その現状と課題』と題して報告した。続いて、討論者の武内進一会員（JICA 研究所）がコメントし、その後、参加者から数多くの質問やコメントが寄せられ、熱心な議論が展開された。参加者は26名だった。

一木久治（龍谷大学）「住民運動と当事者性—志布志湾開発反対運動を通して—」

「新全総」の巨大開発計画（1969）の一つであった「志布志湾開発」において、住民運動とこれを支援する研究者の関わりに注目し、「当事者性」とは何かについての考察を行った。鹿児島県による開発計画に対して、日本科学者会議鹿児島支部は科学的な知見に立った開発の理論的な解明と反対運動をめざすが、住民運動の求めた開発計画についての対案の提示に至らなかった。一方で住民側、あるいは研究者による自主講座志布志グループは地域循環型の対案を示した。このような反対運動において生じたズレについて、報告者は「当事者性」をめぐる認識の違いが存在することを示した。この発表に対しては、沖縄県金武湾 CTS 建設問題などにも見られた拠点開発主義に対する住民と研究者の共同作業のプロセスをアクターごとに丁寧に分析していると評価された。他方、研究者の依拠するとされる客観性・科学性という概念規定が、現実に対してある種の利益を代表する結果になることもしばしばである。研究者の関わりについては、現実的な開発問題に対する反対運動への参加・支援という側面だけではなく、学問体系の枠組みそのものについての批判的な検討にまで及ぶとの指摘もあった。あらためて地域の開発の課題などに取り組む際に、地域住民／外部の研究者という枠組みと、誰が当事者であるか、それはどのように形成されるものか、その役割は何か、等についての考察はさらに深められるべきであり、こうした問題の所在を共有化する機会の一つになったと思われる。

(竹尾茂樹)

山中会員の報告は、マクロ経済指標からみたチュニジアは堅実な経済成長を遂げているように見えたにもかかわらず、民衆が蜂起して独裁政権を打倒するに至ったのはなぜかと問い、その社会的・経済的な要因を分析している。そしてチュニジアの抱える問題は世界経済との関係の中から生じたものであるとした。指摘された論

点は、次の4点。①チュニジアの高い教育水準と教育制度は、未だ十分な発展をしていない産業・貿易構造との間に深刻な乖離を生じ、失業者の増大や、国民の多くの期待とは異なる「不本意な」雇用を生み出すなど、人的資本と産業との間に不一致を生じてしまっている。②独立後のチュニジアは世界経済の一つのパーツ(「ヨーロッパの作業場」として組み込まれてしまった。世銀・IFMへの債務返済は巨額に上り、かつ世界経済における周辺に位置づけられてきたため、経済成長は抑制されてしまっている。③蜂起した民衆の叫ぶ「尊厳の回復」という言説には、民衆の思いとは逆に資本主義的な欲望が解放されることを意味する側面もあるため、独裁政権から自由になることは同時に「成長至上主義」へいっそう傾倒する可能性がある。④民衆の多くは世界経済により統合され、より高い教育を受けることによって豊かさを得られると信じているが、失業と格差を生んだ「構造」の変革がない限り、不満は蓄積され、「革命」は繰り返される可能性がある。

討論者の武内会員はまず、日本での研究蓄積の乏しい分野を現地経験に基づいて詳細に報告した研究であると評価した。そのうえで次のようにコメントした。「人的資本と産業の不一致」という指摘について、興味深い指摘であるが、提示された資料だけではそのように言い切れない可能性もある。新規雇用、労働者、失業者、インフォーマルセクターなどに関しても分析する必要がある。

### 「環境・平和」・「グローバルヒパクシャ」分科会共同企画

テーマ：「フクシマのこれから——平和学はどう立ち向かうか」

報告：横山正樹（フェリス女学院大学）「サブシステムの視点から」

報告：高橋博子（広島市立大学）「グローバルヒパクシャの視点から」

討論：稲垣聖子（立教大学院生）

司会：嶋原敦子

今回は、「グローバルヒパクシャ」分科会と「環境・平和」分科会が、「フクシマのこれから——平和学はどう立ち向かうのか」というテーマのもとに、共同で分科会を開催した。同日の午前中に行われた分科会企画の部会テーマ「フクシマは今—ヒロシマで問う」での議論を受け、3.11以降の事態に対して平和学は、そしてまた両分科会はどのように向きあい取り組んでいく必要があるかについて、議論を深めることをねらいとした。

まずはじめに、環境・平和分科会の横山会員より、サブシステム(生存基盤)の視点からの報告がなされた。報告では、我々が「暴力を克服して平和を作り出す協働者となりうる」ためのエクスポージャーの手法が紹介され、そのための市民連帯をめぐる様々な阻害要因が指摘された。その上で、自己信頼と相互承認による克服への展望が示され、多様な条件の多様な人々の相互承認と受信能力こそが重要であることが述べられた。次に、3.11事故以前からそれ以降、そして今後表面化してくるであろう問題について、東電事件とそれに伴う暴力として読み解かれていった。最後に、宇井純氏による「公害の起承転結：公害発生→原因究明→反論提出→中和」、住民運動は第一に疑うことを武器とした連帯が必要であることなど水俣病の教訓から学ぶべき事項があげられ、公害輸出と同様、原発の海外輸出が進む現状に対し、市民

ある。また「ヨーロッパの作業場」という指摘について、東南アジア諸国の例と比較した時、「チュニジアが『工業化』をめざす長期的な経済政策として、地理的に優位な沿海部にFDIを誘致し、軽工業品の輸出に特化している」という可能性は否定できず、報告者の指摘が必ずしも妥当であるとは言い切れない。

参加者からは、報告者の「尊厳の回復と欲望の解放」という指摘に関する質問・コメントが出された。またチュニジアの今後の展望に関する質問・コメントもあった。山中会員は、ベン・アリ独裁政権が経済成長を重視し、地方を切り捨て沿岸部のみを発展させようとした経済開発政策に根本的な瑕疵があり、自律的な発展が阻害されていると指摘した。そして膨大なエネルギーに依存する大量消費社会を見直し、「人間の身の丈にあった産業構造」と「地産地消」(シューマッハー)を軸とする生活の可能性を指摘した。

山中報告は、社会変容の途上にあるチュニジアについて、社会的・経済的な構造から分析しようとしている。日本での研究蓄積も少なく分野だけに、興味深い報告だった。会場から寄せられた質問・コメントの多さはそれを象徴するものだった。アフリカ分科会では従来、サハラ以南アフリカの地域を対象にすることが多く、北アフリカに関する報告はなかった。アフリカに関連するトピックなど、積極的に研究報告の希望が寄せられることを期待している。(藤本義彦)

連帯の挟み撃ちによる阻止運動への発展こそが重要になってくるとの指摘が展開された。

次に、グローバルヒパクシャ分科会の高橋会員からの報告がなされた。まず「個人の被曝線量を推計するシステム」で「科学的権威」とされている方式が、もともとは軍事科学に発祥するものであり、広島・長崎への原爆投下や米核実験によって積み重ねられてきたデータを反映して作られた個人の線量推計システムであることが指摘された。その上で福島第一原発事故後、文部科学省が学校児童に対して適用した「年間被曝線量 20 ミリシーベルト」という数値や、「緊急作業時における被曝線量」として引き上げられた作業従事者への 250 ミリシーベルトという数値への批判的な検証が行われた。また教育のあり方をめぐっては、文部科学省が教育現場と保護者向けに公表した「放射能を正しく理解するために」というパンフレットにおいて「放射線の影響そのものよりも、『放射線を受けた』という不安からくる心理的ストレスの影響の方が大きい」と述べられており、広島・長崎の例でも同様に、放射線に起因する可能性のある症状を国が「ストレス」のせいにしてきた経緯が紹介された。また放射能に関わる専門領域の学会の動向に関しては、2011年4月に「国内および国際的な原発災害風評被害を無くす」ための34学会による声明が発表さ

れたことが挙げられ、事故にいたる原因の究明や被爆を最小限に食い止めるための対策どころか、「風評被害」をおさめるための尽力のみが約束されていることへの批判が述べられた。最後に、内部被爆研究が包括的・系統的になされるどころかそれを反映しない ICRP の基準の問題性、「平和」利用どころか軍産官学複合体の延長にある「原子力」の推進が「環境にやさしい」というレトリックのもとで今日までなされてきたことに対する批判が強く投げかけられた。

次に、長らく水俣の支援活動に関わりかつ研究に取り組んできた稲垣会員による討論が行われた。まず福島原発事故と水俣の問題は、両者とも科学の進歩が結果として社会関係を切断していく問題を招いた点において共通しており、両者とも命や健康を破壊しつつ社会の無縁化をもたらしていることが指摘された。一方、水俣病の場合は発生して初期の頃の急性劇症型という症状から因果関係を特定することができたが、放射能汚染の場合は被爆から発症までに長い時間が経過してしまうため、因果関係を特定することが難しいこと、さらに長期的な被爆が人体に与える影響についても必ずしも明確ではなく、今後の対応の難しさが指摘された。そのうえで最も問題なのは、宇井純氏が「公害に第三者がいらない」と述べたように、専門家、科学者の「中立性」という役割がもつ功罪が整理されないままに今日に至ってしまっていることにある。「中立性」の名の下での「科学的判断」が、結果的には加害構造に加担しかねず、被害者の

視点を排除してしまうという問題がある。むしろ福島第一原発事故は、「専門家」による「科学的判断」に委ねられてきたことの問題性こそが問い直されなければならない、今日では社会的領域における判断が求められているのではないかと、との問題提起がなされた。

これらをうけて、最後にフロアとの意見交換が活発に展開された。例えば「ヒバクシャ」の定義をどう考えるのか、エネルギー政策の問題に限定された議論や原発社会の中でどう生き延びるかといった議論が圧倒的に多いが、社会の作り替えこそが必要な時ではないか、社会をかえるために市民連帯を阻害する要因をどう克服していくのか、などといった質問が出され適宜回答がなされた。

現在フクシマでおきていることは、まさに土地に根差して生きてきた人々のサブシステム（生存基盤）の破壊と剥奪であり、これまで「グローバルヒバクシャ」への眼差しを排除してきた「科学的根拠」に基づく判断が招いてしまった結果でもある。現在私たちは、このまま生命が無縁化していく社会に向かおうとするのか、そうではなく生命のつながりの中で生きていく道を選択するのかという岐路に立っている。その認識を共有し、市民の連帯によって原発を支えてきた社会システムそのものの転換にむけた協働作業を、根気強く継続していくことの重要性が重く受け止められた分科会となった。

(鳴原敦子)

## 非暴力

テーマ：「パレスチナにおける非暴力抵抗運動——現状報告と分析」

報告：二宮アユカ

報告：Sheerin Alaraj (ワラジャ村)

司会：松本孚 (相模女子大学)

パレスチナ自治区ワラジャ村出身で、国連にて人権監視委員(ダルフル)、安全保障委員会のジェンダーと暴力に関する専門委員(スーダン)等を歴任後、出身地のパレスチナ、ワラジャ村でイスラエル入植地拡大の農地破壊が始まったため非暴力抵抗運動を展開している Sheerin Alaraj 氏(パレスチナ)により、パレスチナ地域における非暴力抵抗運動の経緯や現状分析の報告があった。

まず現在のイスラエル主導で建設された分離壁は、仮想国境線である 1967 年線いわゆる「グリーンライン」を超えて、深くパレスチナ側にえぐりこむように建築された(治安上の緩衝地帯、または水資源を囲い込む目的だとされている)こと、さらにパレスチナ側の土地の内部の交通がイスラエル軍によって厳しく管理され、パレスチナ人がパレスチナ領土内を移動する際に厳しい移動制限を受ける現状が紹介された。完全分離の象徴であったドイツの分離壁とは全く正反対に、イスラエルの分離壁は現在、資本主義的な侵略と支配が細やかに侵入するための分離壁、つまり分離というより支配のための分離壁として機能している点について分析が行われた。

現在、パレスチナ暫定自治政府が自治している地区はごくわずかな分量に過ぎない。オスロ合意に基づきパレスチナ自治地区は A, B, C の三つの地区に分類され、全体の 6 割強である C 地区は行政・軍事両面でイスラ

エル管理下におかれるものと「合意」されたとされている。「合意」によれば、C 地区ではパレスチナ人による建造物や道路の新規建築はもとより改修、補修のすべてが実質的に許可されていない。生活必要の程度に関係なく、「オスロ『合意』に基づくイスラエル軍令」によってあっけなく破壊され続けている。ことにヨルダン渓谷では無人飛行機さえ使ってイスラエル軍は新築の有無を日々監視し、建築発見し次第破壊するということが行われ続けているという。住民の多くはオスロ合意にまさか破壊が組み込まれているとは知らず、知らされたとしても民意として合意しないため再度建築し、さらに厳密にはどこに自分が所属するのかがあいまいであったりするため、家屋損壊の悲劇は増幅され続けている。また出生率が高い同地域では学校増設が必然であるが、学校の建築も家屋損壊対象から漏れているわけではない。そのためどうせ破壊されるのだからという理由で海外支援は滞ることになる。

同時にパレスチナ地区の多様な場所へ、ユダヤ人の巨大入植団地建築が急ピッチで進行している。これが新たな「ユダヤ人の安全確保」要請、つまり現地住民パレスチナ人の土地の強制接収、パレスチナ人の移動制限、家屋破壊などへ連動していく。分離壁を超えてパレスチナ内部まで莫大な外資によるユダヤ人入植が展開されていくことと、旧来のパレスチナ人の暮らしの営みがパレ

スチナ内部でさえも制限されるときには家屋損壊という形で過酷に演繹されているという現実を、分離壁が担保し、また同時にイスラエル人の集団的認知や集団的記憶から乖離させるのに分離壁が役立っている。

パレスチナ内部での移動制限（特にベツレヘム（パレスチナ）からエルサレム（パレスチナ）への移動制限は過酷で、毎朝未明に金属のケージの中にびっしりと人が並ばされている。人道的監視を続ける EAPPI はこれを人道的見地から問題視している）も際限のない自由の剥奪なのであるが、これに加えて、ユダヤ人の入植を理由にしたパレスチナ人の土地の強制接収の進行、パレスチナ C 地区におけるオスロ合意を理由としたイスラエル軍によるパレスチナ人の生活建造物損壊の現状は、人が生きる上で必然的な現状維持やそれに伴う発展の可能性すら許容せず、容赦ない処罰を加えているという点で、一種の「民族浄化」であるとの指摘もあり、イスラエル国内からも、NGO 団体 ICAHD (Israel Committee Against House Demolitions) を中心に、家屋損壊をやめさせるための運動が、小さいながら広がっている。こうした地政的状况における間接的暴力を踏まえて、直接的暴力も加速しており、ユダヤ人入植者らがパレスチナ人の領土や所有物（墓、モスク、農地、家屋、商店など）に損壊、傷害を加える、通称「Price Tag」と呼ばれる活動の広がりが増加が報告された。

これらの現状は対話や和解、共生の実現に対する様々な障壁を示すものであるが、これに対してまずパレスチナ人の抵抗として、いくつかの報告があった。まず生き抜くことが抵抗である、という形の抵抗が紹介され、家屋損壊を数次受けそのたびに厳寒の冬をもテントで越冬した村民の写真や生き様、1967 年までにいったんすべての土地や所有物を失いながら大家族を養い教育した父母らのストーリーに並んで、ワラジャ村で過酷な状況で生存を守り抜くケース（家を丸ごとイスラエル軍の通電フェンスで囲まれ、地下トンネルだけが唯一の交通手段となってしまった家屋の件）などが紹介された。

追加して、非暴力抵抗運動の現在の展開状況について二宮氏から報告があった。ピリン村（パレスチナ）の農地がイスラエル軍に過度に強制接収されたとき、地元住民であるパレスチナ人とイスラエル人さらに海外支援者らによる、粘り強く定期的なデモが毎週金曜日に 6 年間余展開されてきた。毎週手を変え品を変えて行われる創造的かつ対話的な手法と、その映像発信などに注目が集まり、国際的な報道や支援者を得、国際的に著名な政治家や観光パスさえも訪問するようになった結果、ついにイスラエル最高裁において返還命令が出され、

2011 年 6 月には実際にイスラエル軍はピリン村の農地を返還した（ただし返還地のオリーブ樹木を焼き尽くしてから土地返還したので、新たな遺恨を生んだ）。このピリン村の前後にも、同様の非暴力に基づく意思表示は 20 年以上前から継続的に展開されている。

会場から、そうした非暴力抵抗の象徴としての「デモの意義」を問われた際、Sheerin Alaraj 氏は「デモの意義は参加者によりさまざまであるだろうが、何事かが起こらないと報道されない、という事実を指摘しておきたい。」と回答し、二宮氏は「紛争の当事者では見えなくなり、自他共に手放してしまうこともある不可侵領域について、当事者に少しでも深く考えてもらうため。」と回答した。

報告に引き続き、映像観賞『ピリンー闘いの村』（佐藤レオ監督。ピリン村の非暴力抵抗運動に参加する人々のインタビュー・ドキュメンタリー）、『わが友へ』（シャイ・ボラック監督。両者の対話と和解を信じて非暴力デモを計画主導してきたピリン村の青年が、対デモ行動としてのイスラエル軍発砲で死亡するまでのドキュメンタリー）、『The Wall』（第 8 章のみ。徴兵を終えた元イスラエル兵による、イスラエル軍が行う人権侵害についての内部告発）が行われ、その後、会場から質疑が行われた。

組織的に遂行される民族浄化ではないかと指摘されるような人権侵害、生活管理が日常的に行われる中で、非暴力にしか答えがないとパレスチナ人が述べ、目撃者がいなければパレスチナ人は撃たれてしまうとイスラエル人や国際参加のデモ参加者が述べるドキュメンタリー映像を前に、誰と誰がどう対面し、対話すればよいのか、世界はそこにどう関わるかができるのかを考えさせられ、全ての予定は午後 6 時すぎ終了した。難民の帰還権や生存権のような根本的には個人に属する権利が集団的に破棄されるのか（現状ではパレスチナ難民の帰還権は集団的に放棄されるものとイスラエル政府によって主張されている）、集団的合意を根拠に行われる人権侵害や生存権侵害は国際的に容認できるのか（オスロ合意を根拠に、すべての家屋建築が禁止された村が無数にあり、万が一建築した際の懲罰的破壊目的によって日常的監視を受けている）、仮に合意された内容に容認しがたい集団への人権侵害や生存権侵害が含まれていた場合には合意そのものを破棄することが可能ではないのか（アラファト氏はオスロ合意に含まれる C 地区の扱いについて深く認識していなかった可能性がある）等について、今後議論を継続せねばなるまい。（松本亨）

## ジェノサイド研究

報告：澤正輝（早稲田大学）「ジェノサイド防止論の死角——より普遍的なジェノサイド防止のために」

司会：石田勇治（東京大学）

大量虐殺や大規模な人権侵害が頻発する現状のなかで、国際社会では近年、そうした暴力から現地の人びとを『保護する責任』が提唱され、ジェノサイドの予防に対する責任も問われるようになってきている。このような状況を踏まえて今回の分科会は、ジェノサイド予防論の現

状と課題の検討をテーマに取り上げた。初めに、澤正輝氏がジェノサイドの予防責任をめぐる国際社会の様々な動きのうち、2008 年と 2009 年に北米で公表された二つの提言書を検討し、より適切にジェノサイドに対応するための課題を提起する報告を行った。二つの提言書

とは、オルブライト元国務長官とコーエン元国防長官を共同議長としてまとめられた『ジェノサイド予防』（*Preventing Genocide: A Blueprint for U. S. Policymakers*, 2008）と、モントリオールジェノサイド研究所長チョークと元国連ルワンダ支援団司令官ダレールを共同議長として作成された『介入する意思の糾合』（*Mobilizing the Will to Intervene: Leadership and Action to Prevent Mass Atrocities*, 2009）である。

澤氏はこれらの提言書の概要を示した上で、まず、①取り扱う対象は何か、②（予防に取り組む必要性について）説得力があるか、③（指摘された）要因は適切か、要因を特定できれば予防できるのか、④ジェノサイド予防における国家の位置づけは適切か、という四つの論点についてその内容を検討した。これらの論点は、学術誌『ジェノサイド研究と予防（*Genocide Studies and Prevention*）』の主催でオルブライト・コーエン報告書を体系的に批評したシンポジウムで出されたものである。さらに、シンポジウムでは問われなかった重要な論点として、①国連憲章体制のなかで行動すれば十分か、②ジェノサイド予防において NGO や市民社会など非国家主体をどう位置づけるか、の二点を挙げ、検討を加えた。

これらの考察を踏まえて澤氏は、ジェノサイド予防論の課題として、①ジェノサイド予防という目標の達成を阻害する過大な行動の抑制、②ジェノサイド予防における非国家主体の位置づけの明確化、③要因論と予防論の照合、の三点を指摘した。

報告に続いて行われたディスカッションでは、多くの質問やコメントが出され、非常に活発な議論が交わされた。まず、予防の概念について、ジェノサイドが起きる前と起きた後の問題を区別する必要があるのではないかという指摘に対して、澤氏は、今回の報告では内容の上から統一して予防という概念を用いたが、ジェノサイド予防には発生前、発生直前、発生後の迅速な終息の三つの段階があり、それぞれ予防、防止、対応ないし停止

といった概念を区別して用いることができるという見方を示した。また、種々の残虐行為があるなかで、なぜ特にジェノサイドの予防を取り上げる必要があるのかという問いについては、集団を抹殺するなかで個人も抹殺するジェノサイドが、人間の存在そのものを否定する行為であり、自らも加害者や被害者となる可能性があるという認識に立ってこの問題に取り組んでいると答えた。

二つの提言書に関しては、とりわけこれまで消極的な姿勢を取ってきた米国からジェノサイド予防に向けた行動を促す提言がなされたことの意義が評価される一方、二つの提言は事後の軍事的対応に重きを置いているが、司法による対処、ジェノサイドが発生した社会における再発防止、ジェノサイドの構造的要因の除去といった問題は考慮されているかという問いが発された。また、「保護する責任」は米国の軍事介入の正当化に利用される恐れがあるという指摘もなされた。これらの諸点について澤氏は、提言書ではもっぱら欧米諸国による外からの取り組みが前提とされ、予防とジェノサイドの構造的要因の除去との関連は十分に論じられていないと述べた。そして、ジェノサイドが起きる可能性のある地域の人びとも参画して、ジェノサイドが発生しにくい仕組みをもつ社会を形成することが重要であり、事後の和解や正義の回復に向けたローカル・レベルの活動に関する研究も活用しながら、多くの事例に応用可能なジェノサイド予防論を構築することが必要だという考えを示した。

最後に司会の石田氏が、ジェノサイド研究は、いかにすればジェノサイドを繰り返さずにすむかという問題に収斂すべきであり、既存の予防論が近代への批判的視座やジェノサイドの根治という視点を欠いた対処法の提言にとどまっている現状に鑑みて、ジェノサイドの歴史的、構造的要因の分析に基づいてその根治をめざす予防の理論化に取り組んでいくことが今後の課題であると述べて、議論を締めくくった。

（福永美和子）

## 平和運動

テーマ「ベトナム反戦運動とその時代——地方ベ平連の展開」

報告：木原滋哉（呉工業高等専門学校）「反核・反基地——広島・岩国ベ平連の場合」

報告：市橋秀夫（埼玉大学）「地方都市におけるベトナム反戦運動——福岡ベ平連の場合」

討論：福田忠弘（鹿児島県立短期大学）

討論：大野光明（立命館大学大学院生）

司会：石川捷治（久留米大学）

本分科会では、ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）を対象に、日本におけるベトナム反戦運動の地方での展開のあり様を検討した。周知のとおり、ベ平連は 1965 年 2 月の米国による北爆開始を契機として、東京で結成されたベトナム反戦市民運動である。「ベトナムに平和を」、「ベトナムをベトナム人の手に」、「日本政府はアメリカの戦争政策に協力するな」という 3 つのスローガンに賛同できれば、どのような個人でもベ平連をつくり、名乗ることができた。それまでの平和運動と異なり、個人参加の運動であった。全国各地に 400 を超えるベ平連が作られ、独自の活動が行われていた。先行研究の対象が東京でのベ平連運動に偏りがちであった限界を有

しているのに対し、本分科会は詳細な検討が待たれていた地方ベ平連を対象とした点に大きな意義がある。

まず、木原会員より、広島ベ平連と岩国ベ平連を事例として、結成の経緯、担い手、活動内容について報告があった。被爆地であると同時に多くの軍事基地を抱える広島、隣接する岩国において、ベ平連運動の意義が提起された。それは、広島ベ平連が被爆地・ヒロシマの平和運動・思想に加害者としての立場を提起した点、岩国ベ平連は米軍岩国基地の反戦米兵の活動を支援し、米兵との連帯運動を深めていたこと（例：反戦コーヒーショップ「ほびっと」の営業）などである。

次に市橋会員からは、福岡ベ平連を事例として、活動

を3期(①九大10の日デモ、②福岡ベ平連結成から70年安保闘争、③福岡ベ平連活動の終息)に分けてその内容と経過が報告された。また、研究上の方法論として、一次資料の収集・発掘とともに、オーラル・ヒストリーへの着目が必要不可欠であるとの重要な指摘があった。さらに、福岡ベ平連が、戦後九州の反戦運動・反公害運動などの歴史と密接に運動していたこと、その経験・思想が、1970年代以降の社会運動・生活者運動へと受け継がれたことなど、九州の運動史における評価がなされた。

以上の報告を受け、ベトナム現代史研究の知見から福岡会員、社会運動史研究の観点から大野がコメントをし、フロア参加者を交えた討論を行った。紙幅の関係から2点に絞って今後の課題となった論点を記す。

第一に、東京ではなく、各地のベ平連を研究することで何が見えてくるのかという研究の意義をめぐるとある。換言すれば地方の平和運動の固有性とは何か、それを検討することで平和運動研究にいかなる知見を与えることができるのかという点である。市橋会員、木原会員の報告によれば、各地のベ平連は、学生運動、大学教員によるベトナム反戦運動、わだつみの会などの平和運動といった先行する地域独自の運動を母体として、結成されていた。各地域の独自のコンテクストの中で続けられてきた運動が、ベ平連運動とどのように出会ったの

か、また、運動の過程で、ベトナム戦争と直結する地域独自の諸課題を発見したのか。このように地域の独自性を分析し、評価することが今後の課題として共有された。

第二に、ベ平連運動の終息をめぐるとの評価についてである。市橋報告で指摘されたように、各ベ平連は、反安保といった「大状況」につながっていく形で、自らが住む町の目の前の具体的な課題に取り組んだ。ベトナム戦争は「終わった」(ベトナム戦争がいつ、どのように「終わった」のか自体が論点であるとの重要な指摘もあった)。しかし、日米安保体制やアジアに対する経済的「侵略」の関係性などの「大状況」はその後も維持された。「大状況」の継続あるいは変容を、運動に参加した人々はどのように受け止め、ベ平連運動を「終えた」のか。この点の評価・分析も今後の課題として共有された。

本分科会は、研究集会のテーマ「世界構造の揺らぎ—躍動するアクターとの交錯」に対し重要な参照例を提示したと思われる。1960年代後半は、世界同時多発的な異議申し立ての時代であり、それらは冷戦構造への抗議行動としてもあった。また、ベ平連に代表される、非国家アクター、それも既成の組織動員型の平和運動とは異なる運動が躍動した時期でもある。ベ平連運動をグローバルな平和運動史の中に位置づけ直す作業が求められているといえよう。(大野光)

## 第2回全国キャラバンの報告

下記の通り、沖縄地区研究会設立総会とリンクした形で、第2回キャラバンを開催いたしました。報告概要は下記の通りです。沖縄内外からの多数の参加者を得て盛況のうちに終了し、その様子は地元紙(琉球新報、沖縄タイムス)にも大きく報道されました。

第19期将来構想WG主任：黒田俊郎

日時：2011年12月4日(日)午前9:00～12:00

会場：沖縄大学

共通テーマ：平和／平和研究の再定義—沖縄で考える—

報告1：島袋純(琉球大学)「沖縄の自治と平和」

報告2：福本圭介(新潟県立大学)「平和と非暴力：辺野古の抵抗運動に学ぶ」

司会：佐々木寛(新潟国際情報大学)

討論者：遠藤誠治(前平和学会会長・成蹊大学)、蓮井誠一郎(茨城大学)、阿部小涼(琉球大学)

両報告の要旨を下に掲載します。報告レジュメや報告に対するコメントは学会ホームページ(「全国キャラバ

ン」)のページに掲載されておりますので、関心のある方はご覧ください。

### 報告要旨

「沖縄の自治と平和—沖縄は「平和」か、「平和」でないとするならばなぜか、沖縄を「平和」にするためには—」  
島袋 純(琉球大学教育学部)

はじめに

沖縄防衛局長の田中氏と地元紙本土紙記者10名ほどのオフレコの懇親会において、記者からなぜ評価書提出を明言しないかの質問を受けた田中氏は「犯す前に犯すと言うか」と答え、さらに沖縄は「軍隊がないから薩摩にやられた」と歴史について否定的な発言を行った。単に感情的な問題でも省庁内の文化に留まるものではなく、現実によっても正統化された権力の行使、すなわち政府による沖縄の人々の人間性を否定する構造的な暴力を生み出す根拠となっている。米軍基地そのものが暴力的な爆音や裁かれることのない事件事故などの日常的な暴力をもたらし、さらに米軍基地の新設につ

いては、官房機密費によって選挙に介入し、米軍再編交付金という特別なアメをばらまき、さらに2007年の辺野古の反対運動に対する自衛隊の導入、海上保安庁の取り締まり、東村高江の反対住民に対する提訴など、人間性の否定の上にか成り立たない暴力的な国策を展開している。近年防衛省関与の予算が大半を占める沖縄振興は、国家による構造的な暴力の隠蔽手段になりさがつている。

平和とは、人間が人間として生きていられる状態、人間としての尊厳が保たれている状態のことであり、沖縄の平和を犯す元凶は、国家による構造的な暴力である。

### 1. 近代主権国家システムの成立とそれを作り出す権利をもつ「人民」の誕生

近代主権国家は、市民革命を経て、人間の尊厳保障の仕組みとして生まれ変わる。近代市民革命は、主権国家を構成しうる人々の集団、すなわち、憲法制定権力を持つ集団＝「人民(People)」の登場をもたらした。人民の特徴を挙げると、①基本的人権を有する個々の人間の集合体であること、②権力機構を共有するための共通の社会的基盤を持つ(歴史・文化・言語・社会的価値)こと、③人民の範囲は身分による限界ではなく、国境線の内側と外側、国民とそれ以外の区別による限界の設定である。この③における区別は、結果的に「人民」に該当しないものに対する主権国家の構造的差別と抑圧、構造的暴力の誕生をもたらしたと言える。しかし、より重要なのは、国家権力の正統化の源泉が、諸個人の人権の保障におかれたことであり、国家権力を構成しうる単位が「人民」として登場したことである。②共通する社会基盤を、「民族」にすり替えて、血統や歴史文化的共通性によって括られる集合とすることも意図的な曲解が多いが、社会的な諸価値の共有が極めて重要であり、市民革命以降の近代国家では、権力機構が「人民」の創造物に転換したことである。人民は、既存の権力機構に対抗して、新たな統治機構を作る権力、何をするどのような機構を作るかについて、決定する権力を獲得した。

憲法制定権力＝主権国家を構成しうる権力の主体として権力、人民の自己決定権については、A占領地、植民地の人々(People)の自己決定権が一般的に知られている。特に第一次大戦後に欧州の小国家の独立をもたらした、第二次大戦後のアジアアフリカの独立をもたらした。しかしながら、近年の欧州では、B本土(本国)の一部、本土近接地域の人民の自己決定権が注目されている。西欧諸国の国境地域または周辺地域は、近代主権国家の建設期において強制的な編入と同時に強制的な同

化が行われた地域である。自ら歴史、言語、文化を否定され破壊された後、次第に本国(本土)人に同化され、今度はその先兵として海外植民地の侵略あるいは開拓に向かう。近年、注目に値する新しい動きは、上記Bに該当するような、二つの国民総動員体制の大戦を経て、国民国家化がピークにいたった西ヨーロッパ諸国における周辺の地域の人民の自己決定権の宣言と、それに基づく新たな地域的統治機構の創出である。

### 2. 西欧諸国における周辺地域・国境地域の人々の自己決定権の問題と欧州統合

西ヨーロッパにおける近代主権国家と主権国家間関係の国際的な体制は、周知のごとく、別名ウェストファリア体制と呼ばれ、中世ヨーロッパ封建秩序、つまりローマカトリックの秩序あるいは神聖ローマ帝国の秩序の完全な消滅と、一定の領域内での絶対的排他的な国家主権の確立が近代の出発と見なされる。しかし、封建的な複雑な主従関係による曖昧な帰属、小さな公国や地域によっては、それこそが存続の条件であったような状態を整理され、近代主権国家として固有の歴史性を破壊され統合されていく過程でもあった。主権国家への統合の後、帝国主義的な発展段階にいたり、欧州近代国家の国境地域は中心への同化によって、植民地支配の先兵となっていく。

西ヨーロッパの既存の国家においては、1980年台から続くこの30年の大きな政治的变化は、国内マイノリティへの人民の自己決定権の承認とそれに基づく自治州、地域(州)政府の構築(州憲法の制定と主権回復)である。地域の人々は、「人民」としてあらゆる形態の統治機構を創設する権利を有しており、それに基づいて既存の国家内で最大の自治権を獲得し、その自治権を行使する統治機構を創出している。その自治権は、国法の制定権を伴うものであり、国家主権を実質的に中央政府と分有する形となっている(準連邦制)。また、市民社会的組織が、地域内で活発に活動するとともに、国家を超え欧州レベルでも密接に繋がりがあっている。福祉、人道支援、紛争予防等、多様な機能を果たしており、人権保障のためのシステムの一部を構成している。欧州人権裁判所など欧州の人権保障機構は、欧州統合とともに充実した機能を果たすようになっていく。さらに、国連の人権委員会や国際司法裁判所等、国家間機構の人権保障機構の発展にはNGO等の国際的な市民社会組織の支援なしにはありえない。現在では、主権国家のみが、人権保障の機構ではなく、多元的多層的な保障機構が存在し、

むしろ主権国家の構造的暴力を暴き、防ぐ役割さえ担っている。

### 3. スコットランドの事例と沖縄

スコットランドでは、1989年、スコットランド選出国議員を中心として、人民の自己決定権にもとづいて自らの政府を作り出す権利があることを明言し(スコットランド権利の要求1989)、1992年にはその権利に基づいて新たな統治機構の原案が作成された。1997年その原案は、スコットランド国民投票によって、可決され1999年、スコットランド議会が300年ぶりに復活し、その元に議院内閣制の政府が構築されたのである。人民の自己決定権がスコットランドの人々にあるのならば、沖縄の人々にも当然、人民としてその権利はある。

現在、政権にあるのは、スコットランド議会初の総選挙においてNATOのコソボ空爆において、人道的介入を名目とする軍事作戦に大反対する演説を行い、NGO等の市民社会的な組織による支援を強く訴えた独立主義政党スコットランド国民党である。外交・防衛とマクロ経済に関する権限は、英国中央政府に残された権限である。しかし、スコットランド国民党は、独立せずに、英国の現在の主権の体制に服するならば、スコットランドにとって大きな脅威とリスクをもたらすと一貫して主張している。現在の英国から完全な主権を獲得することによって、米との軍事同盟の解消つまりNATOからの離脱、ユーロへの参加を実現し、より安全なスコットランドの構築を図るとし主権回復の国民投票を目指している(英連邦の中、EUの中の独立スコットランド)。

沖縄の「平和」を考える枠組み～東アジアにおける沖縄～

「平和」をどのように再定義すべきか、ガルトゥングによれば軍事的な紛争状態にないことは、当然としつつも、直接的暴力のみならず構造的暴力がない状態を指す。それを裏返せば日常的に生存権(平和的な生活権)を含む人々の自由と尊厳が守られている状態を「平和」ということができるのではないかとすれば、今や「平和」にとって最大の脅威やリスクは、主権国家間の直接的な軍事紛争よりも、それを便利な言い訳として主権国家そのものが人々を抑圧する構造的暴力ではないのか。人道的問題及び人権問題を、単一の排他的絶対的独占的な軍事力をもつ主権国家だけに委ねるシステムは、それこそが構造的な暴力の源泉、平和への脅威だと考えられる。

主権国家とその軍事同盟に平和を委ねることもまた、同じである。

冷戦終了後のグローバル化とその反動による保守化は、小泉政権安倍政権という保守政権の末期に日本という国民国家の絶対化、国民の国家への忠誠の強化をもたらした。しかし、同時に「国民」や「国家」に同化しないものへの差別と抑圧を強化した。グローバル経済の中で同じような状況にある韓国、中国など日本の近隣東アジア諸国においては、ナショナリズムが強化され、主権国家間の紛争が顕在化されつつという意見もある。しかし、20年前とは比較にならないほど、国家の権がゆるくなっており市民社会組織の相互交流は進んでいる。特に沖縄の市民社会ネットワークは、韓国、台湾、フィリピン、中国等の交流を広げており、相互に主権国家及びその軍事同盟がもたらす構造的暴力に対して共同で立ち向かいつつある。

東アジアにおいても、主権国家及びその同盟によるシステムだけでは、平和の構築は不可能であることが共有されつつある。人々の自由と尊厳を保障するための、多元的多層的システムの構築は必要不可欠のものとなっている。沖縄の自治は、その文脈で検討され提案される必要がある。

### 報告要旨

「平和と非暴力：辺野古の抵抗運動に学ぶ」

福本圭介(新潟県立大学)

いま、「平和」という言葉を考えると、どうしても避けて通ることのできない問題がある。福島原発事故の問題と沖縄の基地問題である。原発問題と基地問題には共通点がある。それは、両者とも、第二次世界大戦後の日本という国家がもつめた「平和」や「安全」のかたち、安全保障政策がもたらした結果だということである。「国家の安全」(national security)の名のもとになされている国家政策によって民衆の平和が破壊され、人びとの命や叫びが捨て置かれているのである。「国家の安全」のなかに「民衆の平和」は入っていないのか。今回の報告では、この問いを出発点に、民衆の視点から「平和」を再定義するため、沖縄・辺野古の反基地の抵抗運動に注目した。辺野古は、日本国政府が暴力的に新基地建設を進めている場所であるが、同時に、そのような国家政策に耐え難いものを見出した人々が、抵抗運動のなかで(「国家による安全」とは違う)「民衆による平和」をつくってきた場所だからである。

本土とは異なり、そもそも沖縄においては、「国家の安全」と「民衆の平和」が別のものであるということは自明のことであった。沖縄戦下や米軍統治下においてはいうまでもなく、「復帰」以後の歴史においても、基地や軍隊の存在は一貫して「民衆の平和」に敵対するものだったからである。したがって、沖縄において「民衆の平和」は、基地や軍隊によってではなく、民衆自身の手によって、むしろ基地や軍隊といった存在に対する抵抗のなかでつくられてきたのである。

辺野古の反基地行動も「民衆の平和」を創出しようとする抵抗である。人びとは、海上でも座り込みを行い、作業船にしがみつき、やぐらにしがみつき、さらには海底にもしがみつき、身体をはって基地建設を阻止してきた。このやむにやまれぬ直接行動の核心にあるのは、「差別すること」「殺すこと」に対する根源的な「非協力」の身振りであり、抵抗は人間の尊厳を奪い返そうとするミニマムな「平和」創出の行為だった。「国家の安全」の名のもと、基地の被害者になるだけでなく、いくつもの意味で「共犯者」にさせられていた状態に対するトータルな「否」。まさに、人びとは、このような「否」をぎりぎりの非暴力直接行動でつきつけ、「平和」の対抗空間を辺野古の海につくりだしてきたのである。

実際、辺野古の海で基地建設を阻止してきた人々は、阻止行動に使われた三つのゴムボートの名前（英語、アラビア語、グアムの先住民のチャモロ語）が示すように、自分たち自身を「平和を創り出すものたち」として認識していた。平和は、国家の暴力（装置）によってではな

く、それを止める行動によって創出されるのだということ、人々はぎりぎりの非暴力直接行動を通して表現していたのだと言える。その意味で、辺野古の阻止行動は、基地建設を阻止するという目的を持った物理的な行動であると同時に、直接行動によって「平和」を再定義し創出しようとする象徴的な行動でもあった。

辺野古の非暴力直接行動に、相互に作用しあう二つの次元があったことは重要である。基地建設にかかわる作業を「止める」という物理的次元と、基地建設を支えている現実認識のフレームそのものを「動かす」という象徴的次元である。人びとの身体をはって「止める」行為は、不可視化されてきたものを可視化する行為（表現）となり、それが認識の枠組みをめぐる「政治」を発動させ、基地建設を阻止する新たな「われわれ」を出現させてきたのである。

これまで、基地や原発は、「われわれ」が分断・解体された場所に立脚してきた（本土と沖縄、都市と周辺など）。ならば、求められているのは、抵抗運動によって国家安全保障の制限を要求する新しい「われわれ」の出現である。今、平和は、基地や原発といった「国家による安全」に抵抗する「民衆による平和」として再定義されるべきではないか、また憲法上の平和的生存権は国家安全保障に対する民衆の抵抗権としても解釈されるべきであり、そこでは民衆の非暴力直接行動が重要な役割を担うというのが、本報告のとりあえずの結論である。

## 地区研究会報告

### 東北・北海道地区

北海道・東北地区研究会が協賛団体となって、1月18日に札幌で、「紫金草物語」という合唱曲のコンサートが開催された。「紫金草物語」とは、日中戦争の中で起こった南京大虐殺事件に関する合唱朗読構成である。歌ったのは、日本各地（東京、府中、千葉、石川、大阪、奈良）で「紫金草合唱団」に加わっているアマチュアの人たちであった。この「紫金草物語」は山口誠太郎という薬学者の人生に材を取っている。この人物は戦時中、陸軍薬剤科少将として南京に赴任した際、荒廃した有り様に胸を痛め、現地で咲く紫色の花（紫金草）の種を持ち帰った。そして虐殺の犠牲者への鎮魂の思いから、茨城県石岡市の自宅から始めて日本各地にその種を蒔く運動をした。その結果、春先には、日本に自生していなかった紫色の花が、例えば東京の山手線沿線や千鳥ヶ淵で咲くようになった。このことを知った東京の元小学校

教諭・大門高子さんが合唱曲の詩および『むらさき花だいこん』という絵本を書き、また合唱曲を歌うグループが各地に結成されていった。この紫金草合唱団はこれまで南京や北京でも数々の公演をしており、歌・アートを通じた歴史和解の活動としても注目される。さて、当日の昼間に、小田が担当する授業「人類学と平和」でまずコンサートが開かれた。普通の教室の中で、40人以上のメンバーの歌声が響いた。紫金草合唱団の方々は、若い人たちに聞かせたいと願ってきたが、これが初の大学でのコンサートとなった。演奏の後の質疑応答では、空襲や満州からの引き揚げなど苛酷な戦争体験のある何人かの団員が、だからこそ加害と侵略の歴史をみつめ、この合唱団に参加しているのだと語った。これは平和教育としても、世代間対話としても非常に説得力があった。その後北海道クリスチャンセンターでも一般向けコンサートが開催された。表立った宣伝をせず、もっぱら口

コミで広めたのみだったが、会場は満員となった。この企画に関わってみて、いかにクリエイティブに平和をつくることができるのかに目を開かされると共に、平和学

会と市民の平和活動との共働としても手応えを感じた。  
(前期地区研究会代表者 小田博志)

## 関東地区

### 第3回全国キャラバン開催実施の報告

関東地区研究会は、第3回全国キャラバンを、関東地区研究会及び明治学院大学国際平和研究所との共催により、下記の通り開催しました。

日時：2012年3月28日(水) 13:00～16:00

会場：明治学院大学横浜キャンパス8号館2階 会議室

プログラム：

共通テーマ：ポスト3・11の現実と平和

司会＝浪岡新太郎（明治学院大学）

◇はじめに：これまでの経緯と今回の企画趣旨について：黒田俊郎（新潟県立大学）

報告1：蓮井誠一郎（茨城大学）「ポスト3・11の平和学」

報告2：大内信一（二本松有機農業研究会）「原発後1年の福島の有機農業者たち」

報告3：猪瀬浩平（明治学院大学）「原発災害下の〈生〉をめぐる人類学に向けて」

討論：堀芳枝（恵泉女学園大学）、中田英樹（明治学院大学）

3・11を体験した私たちが平和学を再構築してゆくにはどうしたら良いのかということについて、茨城や福島の現状を踏まえて活発な議論が交わされました。

参加して下さったみなさまにお礼を申し上げます。詳細につきましては、HPの方をごらんください。また今年度も企画をして研究会を開催する予定です。HPやメーリングリストでお知らせしていきます。  
(堀芳枝)

## 沖縄地区研究会発足の報告

### 沖縄地区研究会発足の経緯ならびに今後の組織・活動方針

2011年10月の理事会により、平和学会沖縄地区研究会の発足が承認され、同12月4日に第一回、設立の地区研究会が開催された。「日本平和学会沖縄地区研究会の設立主旨と参加呼びかけ」(2011年12月1日付け)によると、設立の主旨は以下のようになっている。

「平和な沖縄を求める心、平和な日本の希求、世界平和の実現を願う心は、沖縄に住む人々の歴史的な体験や現実の問題から紡ぎ出される素直で素朴な願いと言えるのではないのでしょうか。軍事占領下の構造的な暴力に等しい植民地以下の沖縄の状況においてこのような願いを叶えるためには、決して絶望せず決してあきらめず粘り強く、歴史と現実の批判的検証を通して自ら主体生の回復を図り、さらに現実と未来への働きかけの主体獲得のために努力していくしかないと思います。沖縄における平和の研究と教育は、このような認識を共有することが基盤となるでしょう。

・・・そのためにも毎年、沖縄において、沖縄の地区研究会の開催を実現すれば、沖縄在住平和学会委員の交流と連携が強化され、沖縄の平和研究及び教育の発展に寄与できると思います。・・・現在、沖縄において会員相互の横の繋がりが極めて弱くなって来ている状況です。「平和研究」「平和教育」「平和運動」の横の繋がりが薄れつつあります。また参加しやすい若手の発表や新規会員募集の機会がなく、これは、沖縄の小中学校・高校及び大学における平和教育の衰退、形骸化に繋がっ

ているという危機感があります。

このような危機感をバネに、このたび、沖縄在住の会員を基本的な構成員として、日本平和学会沖縄地区研究会を結成することになりました。沖縄大学、琉球大学、沖縄国際大学等、県内大学が、順番で地区研究会の代表と開催事務局を担うという運営体制を構築し、また地区研究会会報を発行する予定です。沖縄県内における緻密な連携を行うことができますので、沖縄における新たな参加者の発掘、若手研究者の育成、平和教育実践者の育成と支援、平和運動の活性化等に貢献し、それを通して日本の平和研究及び平和運動に寄与するものと考えています。さらに多くの沖縄在住の多くの方が会員となり参加していただくことにより沖縄の平和研究と平和教育の発展の基盤となることを期待しています。」(一部省略)

設立記念研究集会は、沖縄大学において『沖縄における平和についての研究と教育の現状』と題され、その開催主旨を「アジア太平洋における流血と抑圧の歴史があり、特に沖縄における戦争体験の継承と現在の沖縄の状況をもたらした戦後の歴史があり、また、今なお軍事占領が継続するような構造的な暴力がある。そこから何をどう学び直していくのか、平和についての課題の設定と「学び」の構築がどのように行われ、平和を希求し平和な社会を再構築していく主体をどのように作り出しているのか、沖縄の平和研究と平和教育の今を明らかにする」として執り行われた。

設立研究集会後、第一回地区研究会総会が開催され、運営方法としては、2年毎に地区研究会の企画運営の事務局を沖縄大学、沖縄国際大学、沖縄キリスト教学院大

学、琉球大学等の研究機関で、順次持ち回りとする、また、事務局から地区研究会代表を選出することが決定した。その他、幅広く参加を呼びかけて行くこと、より開かれた地区研究会にするため ML の活用、ネットによるニューズレターの配信等により積極的に情報交換を

していくこと等が確認された。

(島袋純)

\*付記

詳しくは学会ホームページ沖縄地区研究会のページをご覧ください。

## 企画委員会からのお知らせ

日本平和学会では、2012 年度秋季研究集会での自由論題部会のパッケージ案(報告・討論・司会をパッケージにしてご提案していただくもの)および単独報告を募集します。

開催日及び会場

2012 年 11 月 23 日(金)於 三重大学

応募可能な方

応募の時点で日本平和学会会員または入会申請中の方

(1) 自由論題部会(パッケージ案)の応募方法

パッケージ案の代表者の氏名、所属、連絡先(e-mail アドレスを含む)、部会のテーマとその趣旨、部会各報告者名とそれぞれの報告題目、およびその概要(1000～2000 字程度)を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。なお、採用させていただくパッケージ案につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。

(2) 自由論題部会(単独報告)の応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先住所および e-mail アドレス、報告タイトル、報告の概要(1000～2000 字程度)を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。また、報告に関連する業績が既にある方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

締め切り

2012 年 6 月 20 日(水) (郵送の場合は 20 日必着)

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を 2012 年 7 月下旬を目処に、応募者(パッケージ案の場合、応募代表者)全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

大津留(北川)智恵子(日本平和学会第 20 期企画委員会委員長)

564-8680 大阪府吹田市山手町 3-3-35 関西大学法文学部  
e-mail アドレス: ckotsuru(a)kansai-u.ac.jp

## 編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第 40 号の投稿の呼びかけ

『平和研究』第 40 号は「ポスト 3・11 の平和学」というテーマのもとに、2013 年 5 月に刊行を予定しています。

天災と人災(構造的暴力)の複合災害(あるいは複合暴力)である 3.11(東日本大震災)は「文明災」とも呼ばれ、その対応には、災害の総体が自然と社会双方からのものであるため、文・社・理の壁を越え有機的に連携した平和学会すべての知識を結集することが必要です。また現在、被災地では、「がんばれ」のかけ声とともに、「一日も早く震災から復興する」、あるいは「一部を除き放射線量は問題ないレベル」という形の、いわば「忘却のポリティクス」が進行しています。こういった現状をふまえ、本号では、3.11 が破壊したものを風化させず記憶すると同時に、ポスト 3.11 の日本と世界を見据えて、震災から 2 年の段階で、被災地からどのような平和を創りひろげていくかを学会の内外から全力をあげて議論したいと思っています。依頼論文はもちろん、投稿論文、書評にいたるまで、3.11 後の来たるべき平和学のあり方を見通すことのできる内容にしたいと思います

このような観点から、当該テーマに関わる投稿論文を広く

募集します。サブシステム論や自然環境(生態系)論の再構成、テクノロジーや開発をめぐる政治の再検討、賠償や補償をめぐる新たな問題、新しいエネルギー政策や文明論のあり方などなど、専門領域を横断した広範な論点から「ポスト 3・11 の平和学」を志向する論文を募っています。奮ってご応募ください。尚、投稿された論文は査読を経たうえで編集委員会が 3 本程度を選定して掲載する予定です。

分量:1 万 6000 字以内。厳守。

投稿の申し込み締めきり:2012 年 5 月 23 日(水曜)

投稿原稿の提出締めきり:2012 年 8 月 29 日(水曜)

応募先:佐々木寛(新潟国際情報大学)

shiroshi(a)nuis.ac.jp にお送りください。

なお、投稿の申し込みは

(1)論文仮題

(2)要約(2000 字程度)

(3)住所、電話・ファックス番号、メールアドレス

をお送りください。のちに提出される投稿論文は、この仮

題・要約に沿ったものに限り、申し込みに対しては受領確認の返信をいたしますので、万一返信がない場合には再

度ご連絡ください。（※投稿資格は会員または会員登録申請中の方に限ります。

## 渉外委員会からのお知らせ

### 国際平和研究学会（IPRA）2012年研究大会の開催・報告募集について

児玉克哉（三重大学、IPRA 事務局長）

国際平和研究学会（International Peace Research Association, IPRA）は1964年に設立されたもので、平和研究者の世界的な学会としては、現在のところ唯一のもので、1989年にはユネスコ平和教育賞を受賞するなど、世界的にも認められた学会で、ヨハン・ガルトゥング、ケネス・ボールドウィン、エリーズ・ボールドウィン、リチャード・フォーク、チャドウィック・アルジャーなど著名な研究者たちが中心メンバーでした。現在、事務局はニュージーランドから三重大学に移りました。2010年7月6-11日にオーストラリア・シドニー大学で開催されたIPRA研究大会において、児玉克哉がオーストラリアのJake Lynch氏と共同で事務局長に選出されました。現在会員は約60カ国にまたがり1500名を超えています。5つの地域の平和研究学会を持つ世界的な平和研究者の組織です。5つの地域平和研究学会は、北

米；COPRED、南米；CLAIP、アジア太平洋；アジア太平洋平和研究学会、ヨーロッパ；ヨーロッパ平和研究学会、アフリカ；アフリカ平和研究学会です。なお、日本平和学会は、IPRAの団体会員です。

きたる2012年11月24-28日に、IPRA研究大会が三重県津市にて開催されます。1992年に京都で開催された研究大会以来、IPRAの研究大会が日本で開催されるのは2度目となります。11月23日には、日本平和学会秋季研究集会在津市の三重県総合文化センターにて開催される予定です。日本平和学会会員のみなさまのIPRA研究大会参加を歓迎いたします。研究大会にはIPRA会員でなくても参加できます。また同時に、IPRA研究大会での報告も募集中です。報告申込の締切は、6月1日です。格好の機会ですので、数多くの日本平和学会会員のご報告をお願いいたします。詳細は、IPRAのウェブサイト（<http://ipra-peace.com/Japan2012.html>）をご覧ください。日本平和学会会員のみなさまのご参加とご協力をお願い申し上げます。

## 広報委員会からのお知らせ

今期から、この「ニューズレター」はPDF版のみで発行いたします。原稿をお寄せいただいた皆様、ありがとうございました。一方で、非学会員には公開しない情報（総会議事要録、理事会議事要録、会員消息、予算関係など）は紙媒体の「事務局通信」に掲載し、会員の皆

様に郵送いたします。広報委員会としては前期までの蓄積を引き継ぎつつ、ニューズレターとホームページをさらに充実させていく所存です。会員の皆様のアイデアを歓迎いたします。ぜひ [webmaster\(a\)psaj.org](mailto:webmaster(a)psaj.org) にご意見をお寄せください。（小田博志）

## エッセイ 平和研究あれこれ

＜アラブの春＞以前の問題としてのパレスチナ「太陽の男たち」は何を物語るのか

### 1. はじめに

2010年から2011年にかけて、日本でもマスメディアを通して、盛んに報道された＜アラブの春＞。チュニジア、エジプト、ヨルダン、リビア、シリア等のアラブ諸国において、多数の民衆が反体制運動に参加し、実際にチュニジア、エジプト、リビアにおいては、長年にわたって権力の座についてきた政権の交代がなされた。シリアでは、現在にいたるまで、民衆によるアサド政権に対する抗議行動とそれを抑えるための苛酷な弾圧が続いており、今後も予断を許さない状況となっている。また、ムバラク以後のエジプトでは、暫定統治を担っている軍による強圧的な支配に対する民衆の怒りが高まっており、抗議行動が続けられるなかで、多数の死傷者が出ている。

私は2000年末以降、法学あるいは社会調査法の観点から、パレスチナにおけるイスラエルの占領問題、あるいは1948年のイスラエル建国の過程および第一次中東戦争が終結するまでにシオニスト軍によって故郷から追放されたパレスチナ難民のオーラルヒストリーの研究に取り組んできた。その経緯を背景に、本稿においては、＜アラブの春＞に注目が集まる一方で同じアラブ地域にありながらも、語りの視点から抜け落ちてきたと思われる、パレスチナにおけるイスラエルの占領問題（＝イスラエル問題）について喚起することにしたい。

### 2. 「太陽の男たち」のなかに込められたメッセージ

1962年に現代アラブ文学最高傑作と評される中編小説「太陽の男たち」を著したガッサーン・カナファーニは、故郷からの追放を経験したパレスチナ人がその後歩んできた／歩まされてきた状況を小説という形で表現してきたパレスチナ人作家である。彼の代表的作品の一つである「太陽の男たち」<sup>1</sup>は、クウェートに出稼ぎに行くために、イラク南部から国境を越え、なんとか密入国を試みようとするパレスチナ人労働者の姿を描いていたものである。

灼熱の砂漠のなかにあるイラクとクウェートの国境地帯。タンクローリーのなかに潜んだ3人のパレスチナ

### 清末愛砂（室蘭工業大学）

人は、運転手がクウェートへの入国審査を終えるのを今か今かと待っている。これさえ超えることができれば、クウェート行きが成功するはずだった。しかし、運転手はなかなか戻ってこない。クウェート人の入国審査官が運転手に向かって卑猥な会話を持ちかけているうちに、1秒たりとも無駄にできない時間が残酷にも過ぎて行った。ようやく審査を終えた運転手が戻ってきたときには、3人はすでにタンクローリーのなかで焼け死んでいた。小説の最後は、以下の運転手の呻きで終わる。

「なぜおまえたちはタンクの壁を叩かなかったんだ。なぜ叫び声をあげなかったんだ。なぜだ」

「なぜおまえたちはタンクの壁を叩かなかったんだ。なぜタンクの壁を叩かなかったんだ。なぜだ。なぜだ。なぜだ」。

あるパレスチナ人の友人が、カナファーニの作品のなかに込められたメッセージを理解するためには、読者自身に相当な想像力が求められると教えてくれたことがある。灼熱の砂漠のなかで、強い太陽の光がタンクローリーを焼きつける。これでもか、これでもかといわんばかりに。身体をじりじりと焼かれながら、そのなかに閉じ込められているのは、この物語のなかに出てくる3人のパレスチナ人だけではない。カナファーニがこの作品のなかで描こうとしたことは、まさにこのことなのだ。カナファーニは「太陽の男たち」を通して、これらの者たちがいったい何者であるのかという問いを読者自身が想像することを求めてきたのだ。

カナファーニの作品は、小説たるものがその小説のなかだけで完結することがないことを読者に喚起させる文学の力を持ち合わせている。だからこそ、逆に彼は支配者にとって大きな脅威となりえたのである。1972年7月18日の朝のペイルートにて、何者かが車に仕掛けたダイナマイトによって36歳の彼の身体は粉々に吹き飛ばされた。だが、彼が遺した作品とそのなかに流れる思想は＜いま＞を生きる私たちに、パレスチナ人たるものが何者であるのかを問い続けている。

### 3. 闘うパレスチナ人の誕生

「太陽の男たち」が著されてから5年後の1967年、

<sup>1</sup> ガッサーン・カナファーニ（黒田寿郎・奴田原睦郎訳）『ハイファに戻って 太陽の男たち』（新装新版）、河出書房新社、2009年

第三次中東戦争が勃発した。その結果、イスラエルは東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザを占領下においた。アラブ諸国がわずか一週間ほどでイスラエルに敗戦したという現実によって、パレスチナ人は一つのことを思い知る。このままアラブ諸国に頼っていたら、奪われた故郷に永遠に戻るなどできやしない、故郷に帰還するためには自らが闘うしかないのだと。それまでも故郷に帰るための試みがなされてこなかったわけではない。歴史的にパレスチナ解放闘争の中核を担ってきたファタハは、1965年から対イスラエル武装闘争を始めている。しかしながら、それは数多のパレスチナ人がパレスチナ人としてのアイデンティティを自ら掲げ、積極的に参加した闘いではなかった。パレスチナ人による解放闘争が本格化するのには、1967年以降のことであり、その際に解放戦士の抵抗の拠点となったのが、ヨルダンにあるパレスチナ難民キャンプであった。タンクローリーの壁を叩く闘いがこうして幕を切られたのである。

その後のパレスチナ解放闘争はけっして平坦な道を歩んできたわけではない。解放勢力としての力を誇るようになったパレスチナ人に対し、イスラエルのみならず、ヨルダンやレバノンといったアラブ諸国までが弾圧をするようになったからである。また、イスラエルの正式な同盟国であり、また最大支援国でもあるアメリカ合衆国の仲立ちによる、バランスに欠けた<和平交渉>においても、パレスチナ側はことごとく譲歩・敗北を強いられてきた。一方、パレスチナ解放闘争の中心はそれまでの異郷の地におけるゲリラ戦から、1967年以降の被占領地（東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ）における闘いに移っていく。その最初の闘いとして記しておくべきものが、1987年に始まった第一次インティファダ（民衆蜂起）である。

イスラエルによる直接的な支配下に生きることを余儀なくされてきた被占領地のパレスチナ人たちは、非暴力による市民的不服従をその闘争の手段とし、完全武装の絶対的な支配者であるイスラエル軍に対し、地下組織

である民衆蜂起統一指導部の指示の下で組織的な抵抗を続けた。税金の不払い運動、イスラエル商品のボイコット、デモ、イスラエルによって発行された身分証明書の返却運動等、その手段は多岐にわたる。しかしながら、このようなパレスチナ住民による占領に抗する闘いに対して国際社会が突きつけたものは、イスラエルの占領を不問とするだけでなく、むしろ占領を既成事実化した上で、被占領地におけるイスラエルの支配を認めたオスロ合意（＝1993年から1995年にかけて締結された一連の宣言・協定・合意のこと）の締結であった。このオスロ体制の下で、ヨルダン川西岸地区の内部は細かく、かつ小さく分断され、小島のようになったコミュニティのなかでパレスチナ人は生活をしている。ガザにいたっては、1993年にイスラエルがその周辺にフェンスを建設して以降、段階的に封鎖されるようになり、2006年に行われたパレスチナ評議会選挙でハマースが大勝利を収めてからは、ほぼ完全に封鎖されている。

#### 4. おわりにータンクローリーを開けるのは誰か

もしもガッサーン・カナファーニが現在においても生き続けていれば、現在のパレスチナ情勢をどのように描いたであろう。歴史にもしものがないことは自明なことであるが、占領の不可視化とともに、占領政策の巧妙さが増していく被占領地の状況を考えるとき、私はこう問わずにはいられないのだ。

パレスチナ人がタンクローリーのなかに閉じ込められてから60年以上もの月日が経つ。この間、パレスチナ人は確実にそのなかから壁を叩いてきたはずだ。灼熱のタンクローリーの蓋が開けられるためには、国際社会が動く以外に方法はない。国際法に抵触するイスラエルの占領を確実に終結させるための措置がとられること、およびすべてのパレスチナ難民の帰還権の実効化とこれまでの損害に対する補償がなされるための措置がとられること。これらが実現されるまで、タンクローリーの蓋は閉められたままである。

#### 【訃報】 山田浩元副会長

広島大学名誉教授、同大学平和科学研究センター顧問の山田浩先生が4月23日、逝去されました。山田先生は、学会第7期（1985～87年）の副会長を務められ、また理事を歴任されました。心より哀悼の意を表します。次号のニューズレターに追悼文を掲載する予定です。

# 日本平和学会第20期役員

(2012年1月1日～2013年12月31日)

## 【執行部】

会長 阿部浩己  
 副会長 高原孝生 毛利聡子  
 企画委員長 大津留（北川）智恵子  
 編集委員長 佐々木寛  
 渉外委員長 君島東彦  
 広報委員長 小田博志  
 事務局長 黒田俊郎

## 【理事】 太字は地区研究会代表者

[北海道・東北] 小田博志 **片野淳彦**  
 [関東] 阿部浩己 石田淳 石田勇治 内海愛子 遠藤誠治 勝俣誠 吉川元  
 首藤もと子 小林誠 佐伯奈津子 高原孝生 竹内久顕 浪岡新太郎  
 蓮井誠一郎 古沢希代子 **堀芳枝** 毛利聡子 最上敏樹  
 [中部] 黒田俊郎 児玉克哉 佐々木寛 **山田哲也**  
 [関西] 秋林こずえ 内田みどり 大津留（北川）智恵子 **奥本京子**  
 君島東彦 土佐弘之 峯陽一 山根和代  
 [中国・四国] 佐渡紀子 **篠田俊朗** 高橋博子  
 [九州] 石川捷治 大平剛 **木村朗**  
 [沖縄] 島袋純 **仲地博**

## 【監事】 ロニー・アレキサンダー 横山正樹

## 【委員会】

[企画委員会] 足羽與志子 大津留（北川）智恵子 岡野内正 柄谷利恵子  
 金敬黙 越田清和 島袋純 清水奈名子 竹内久顕 戸田真紀子  
 藤岡美恵子  
 [編集委員会] 内田みどり 大津留（北川）智恵子 小林誠 佐々木寛 清水奈名子  
 蓮井誠一郎  
 [渉外委員会] 浅川和也 奥本京子 君島東彦 清末愛砂 中野佳裕 山根和代  
 [広報委員会] 阿知良洋平 石井正子 小田博志 佐藤壮広 前田幸男  
 [事務局] 近江美保 黒田俊郎 浪岡新太郎

## 【40周年企画ワーキンググループ】 \*はワーキンググループ主任

[『平和を考える50冊』ワーキンググループ]

\*佐々木寛 \*堀芳枝

[『平和研究20の論点』ワーキンググループ]

\*遠藤誠治 黒崎輝 佐伯奈津子 高原孝生 墓田桂 山田哲也

[『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』ワーキンググループ]

\*石田淳 内海愛子 我部政明 東大作 最上敏樹

## 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧

(2012年4月1日現在)

①平和学の方法	責任者：岡本三夫
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③東南アジア	責任者：日下部尚徳
④市民と平和	責任者：越田清和
⑤軍縮と安全保障	責任者：佐渡紀子
⑥アフリカ	責任者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：竹内久顕
⑨ジェンダーと平和	責任者：森玲子
⑩平和文化	責任者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	責任者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：福島在行
⑯公共性と平和	責任者：玉井 雅隆
⑰ジェノサイド研究	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人、木村朗
⑲戦争と空爆問題研究会	責任者：荒井信一、伊香俊哉、前田哲男
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	責任者：松島泰勝

※ 連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

**日本平和学会ニューズレター Vol. 20 No. 1 (2012年4月25日発行)**

**発行所：日本平和学会第20期事務局**

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学国際地域学部 黒田俊郎研究室内

Fax: 025-270-5173 E-mail: office(a)psaj.org

<http://www.psaj.org/>

**編集：日本平和学会広報委員会**

委員長：小田博志 編集担当：阿知良洋平 石井正子